

配付番号

# 砺波市国民保護計画

砺 波 市

# 目 次

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱	6
2 関係機関の連絡先	9
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	13
1 武力攻撃事態	13
2 緊急処理事態	16
3 被害想定等	18
第2編 平素からの備えや予防	20
第1章 組織・体制の整備等	20
第1 市における組織・体制の整備	20
1 市の各部課室における平素の業務	20
2 市職員の参集基準等	20
3 消防機関の体制	24
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	24
第2 関係機関との連携体制の整備	26
1 基本的考え方	26
2 県との連携	26
3 近接市町村との連携	27
4 指定公共機関等との連携	27
5 自主防災組織等に対する支援	28
第3 通信の確保	29
第4 情報収集・提供等の体制整備	30
1 基本的考え方	30
2 警報等の伝達に必要な準備	31

3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	34
<b>第5章</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>35</b>
1	研修	35
2	訓練	35
<b>第2章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>37</b>
1	避難に関する基本的事項	37
2	避難実施要領のパターンの作成	38
3	救援に関する基本的事項	38
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	38
5	避難施設の指定への協力	39
6	生活関連等施設の把握等	39
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>41</b>
1	市における備蓄	41
2	市が管理する施設、設備の整備及び点検等	42
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>43</b>
1	国民保護措置に関する啓発	43
2	個人備蓄の啓発	43
3	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	43
4	国民の協力に関する啓発	44
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>45</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>45</b>
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	45
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	47
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等</b>	<b>48</b>
1	市対策本部の設置	48
2	通信の確保	54
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>55</b>
1	国・県の対策本部との連携	55
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	55
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	56
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	57
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
6	市の行う応援等	58

7	ボランティア団体等に対する支援等	58
8	住民の協力等	59
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	<b>60</b>
<b>第1</b>	<b>警報の伝達等</b>	<b>60</b>
1	警報の内容の伝達等	60
2	警報の内容の伝達方法	62
3	緊急通報の伝達及び通知	64
<b>第2</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	<b>65</b>
1	避難の指示の通知・伝達	65
2	避難実施要領の策定	66
3	避難住民の誘導	71
4	避難の方法等	76
5	武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	81
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>84</b>
1	救援の実施	84
2	関係機関との連携	86
3	救援の内容	86
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>92</b>
1	安否情報の収集	93
2	県に対する報告	93
3	安否情報の照会に対する回答	93
4	日本赤十字社に対する協力	94
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>95</b>
<b>第1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>95</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	95
2	武力攻撃災害の兆候の通報	95
<b>第2</b>	<b>市民生活に関わる重要施設の安全確保</b>	<b>97</b>
1	生活関連等施設の安全確保	97
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	97
<b>第3</b>	<b>NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処</b>	<b>99</b>
1	NBC攻撃による災害への対処	99
2	武力攻撃原子力災害への対処	101
<b>第4</b>	<b>応急措置等</b>	<b>104</b>
1	退避の指示	104
2	警戒区域の設定	105
3	事前措置及び応急公用負担等	106
4	消防に関する措置等	106

第8章	被災情報の収集及び報告	109
1	被災情報の収集及び報告	109
第9章	保健衛生の確保その他の措置	110
1	保健衛生の確保	110
2	廃棄物の処理	111
3	文化財の保護	112
第10章	国民生活の安定に関する措置	113
1	生活関連物資等の価格安定	113
2	避難住民等の生活安定等	113
3	生活基盤等の確保	113
第11章	特殊標章等の交付及び管理	114
第4編	復旧等	116
第1章	応急の復旧	116
1	基本的考え方	116
2	公共的施設の応急の復旧	116
第2章	武力攻撃災害の復旧	117
1	国における所要の法制の整備等	117
2	市が管理する施設及び設備の復旧	117
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	118
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	118
2	損失補償及び損害補償	118
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	118
第5編	緊急対応事態への対応	119
1	緊急対応事態	119
2	緊急対応事態における警報の通知及び伝達	119

## 資料編

(注)本文中、※印は、用語集(資料編で掲載)に記載してある語句である。

## 第1編 総 論

### 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

#### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

##### (1) 市の責務（国民保護法第3条、第16条関係）

市は、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法<sup>\*</sup>」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針<sup>\*</sup>」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画<sup>\*</sup>」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画<sup>\*</sup>」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置<sup>\*</sup>」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### (2) 市国民保護計画の位置づけ（国民保護法第35条）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定を踏まえ、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

##### (3) 市国民保護計画に定める事項（国民保護法第35条）

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 【市国民保護計画に定める事項】

- ① 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ その他、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

#### (4) 市国民保護計画の対象

市国民保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて市の区域内に避難してきたすべての人及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体を保護の対象とする。

### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画<sup>\*</sup>は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等<sup>\*</sup>への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態<sup>\*</sup>への対処
- 資料編

### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し(国民保護法第35条)

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置<sup>\*</sup>に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続(国民保護法第35条、第39条)

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法<sup>\*</sup>第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)

資料編(10. 砺波市国民保護協議会に関する資料)

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重（国民保護法第5条）

市は、国民保護措置<sup>\*</sup>の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済（国民保護法第6条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供（国民保護法第8条）

市は、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保（国民保護法第3条）

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関<sup>\*</sup>及び関係指定地方公共機関<sup>\*</sup>と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力（国民保護法第4条）

#### ・住民の協力

市は、国民保護法<sup>\*</sup>の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織<sup>\*</sup>の充実・活性化及びボランティアへの支援に努める。

#### ・企業及び団体の協力

市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めたときは、企業及び団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業及び団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（国民保護法第7条）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関<sup>\*</sup>及び指定地方公共機関<sup>\*</sup>が武力攻撃事態等<sup>\*</sup>の状況に即して自主的に判断する

ものであることに留意する。

**(7) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施（国民保護法第9条）**

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法<sup>\*</sup>の的確な実施を確保する。

**(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（国民保護法第22条）**

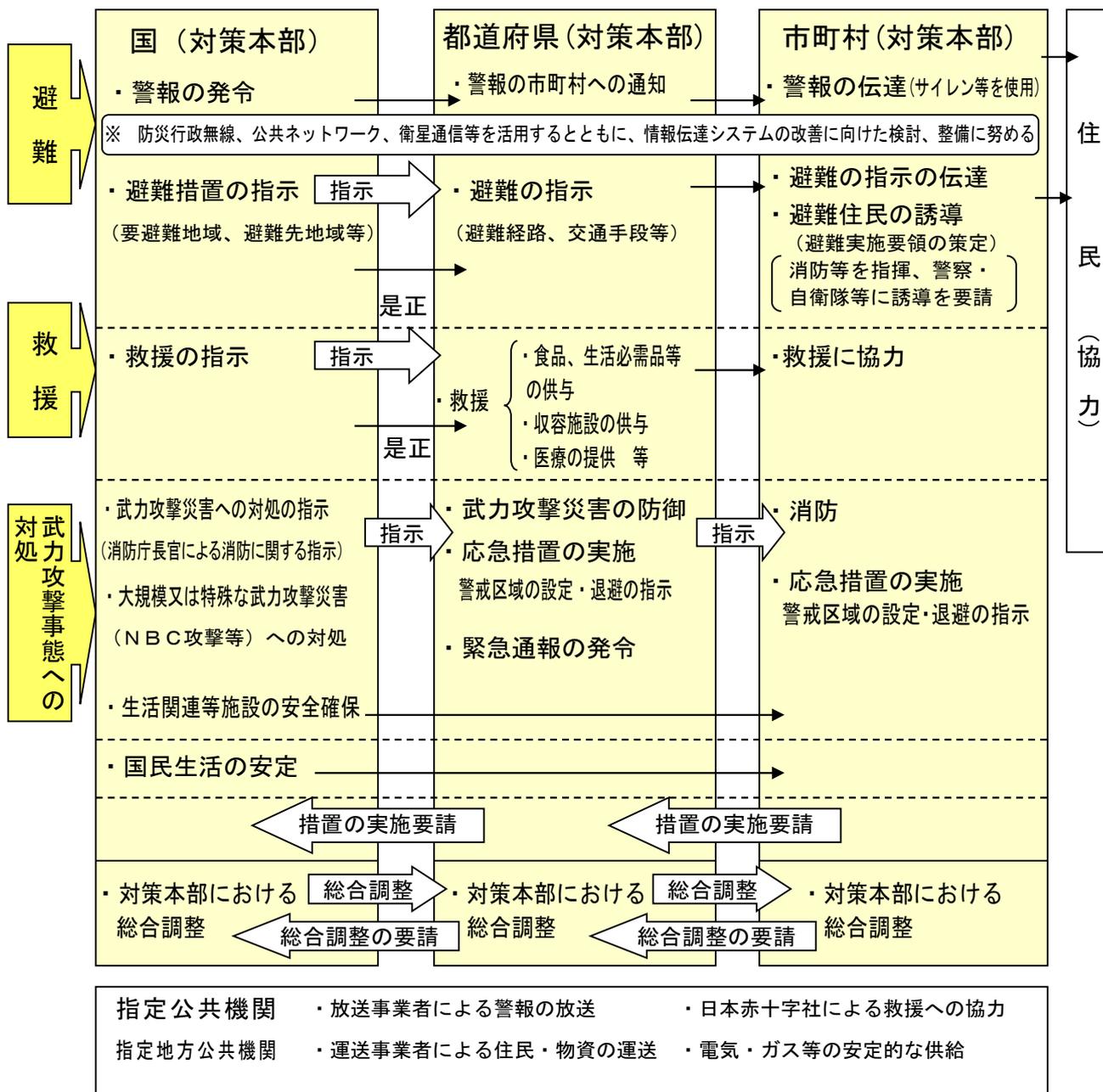
市は、国民保護措置<sup>\*</sup>に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

#### 【国民の保護に関する措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

**1 関係機関の事務又は業務の大綱**

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

**【市】**（国民保護法第11条～第15条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設置、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

市の各部課等における事務分担は、第2編、第1章、第1の1「市の各部課等における平素の業務」に記載する。

**【県】**（国民保護法第11条～第15条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への

	対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
--	--

【指定地方行政機関】（国民保護法第10条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置*及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北陸総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
北陸財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
富山労働局	1 被災者の雇用対策
北陸農政局	1 武力攻撃事態災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設*の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害*への対処に関する措置
中部地方環境事務所	1 有害物質の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 避難施設の武力攻撃災害に対する防護性の向上等に係る技術的な助言 2 都道府県対策本部への職員の派遣 3 所管財産（防衛省行政財産）の使用に関する連絡調整

【自衛隊】（国民保護法第15条、第20条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 武力攻撃事態等*における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置*の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定公共機関】（国民保護法第21条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報*の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資*の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設*における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保

病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人に関する安否情報の県及び市町村等からの収集、整理並びに回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

事業者名は、資料編（1-3「指定公共機関、指定地方公共機関の事業者」）で掲載する。

### 【指定地方公共機関】（国民保護法第21条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資 <sup>*</sup> の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設、道路の管理

事業者名は、資料編（1-3「指定公共機関、指定地方公共機関の事業者」）で掲載する。

## 2 関係機関の連絡先

指定行政機関<sup>\*</sup>等、国の関係出先機関（指定地方行政機関<sup>\*</sup>・自衛隊等）、関係指定公共機関<sup>\*</sup>、指定地方公共機関<sup>\*</sup>、県の出先機関、市、消防機関、その他関係機関の連絡先は、資料編（12-1「関係機関の連絡先一覧」）で掲載する。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について次のとおり整理する。

### (1) 地勢

市は、県西部の内陸地に位置し、一級河川庄川によって形成された扇状地（砺波平野）を主体とする一方、市の南東部にある牛岳山麓から北へ、ゆるやかな丘陵性山地と古い扇状地の高台、芹谷野の河岸段丘地帯が存在する。市の周囲は、東側は標高 150m 程度の丘陵性山地で富山市及び射水市と、南側は南砺市と接し、西側は小矢部市と、北側は高岡市にそれぞれ隣接している。

市を南北に貫流する一級河川庄川は、谷内川、和田川の支流を合わせて高岡市を経て日本海に注いでおり、一級河川庄川にかかる橋りょうとして、市内に北陸自動車道庄川大橋等 7 本がある。

#### ① 砺波市付近概略図

資料編（2-1「砺波市位置図」）

#### ② 砺波市の位置、面積

東経 136° 54′ ～ 137° 04′ 鷹栖 15 区西端 ～ 正権寺東端	東西 14.3km
北緯 33° 32′ ～ 36° 41′ 庄川町小牧南端 ～ 高波北端	南北 16.2km
面積 126.96 k m <sup>2</sup>	最高の標高 987m（牛岳山頂）

### (2) 気候

市域の気候は日本海側気候に該当しており、冬には西高東低の気圧配置により季節風（南西風）が強く降雪の日が多く、県下の平野部では積雪量の多いほうである。

春先から5月の終りにかけては、フェーン現象と呼ばれる乾燥した強い南風が吹き荒れることがある。特に、砺波地方の山麓の庄川沿いでは強く、風速 30m～40m の乾燥した風が吹き荒れる南西の強風（八乙女おろし）や南東の強風（庄川嵐）が有名で、中野、五鹿屋、東山見、青島、種田、雄神の各地区でこの風が強く吹くことがある。

このフェーン現象は、ときによっては方向を変えて南西の方向から吹く場合もある。平野部のみならず、和田川沿いの中尾・井栗谷・栃上・東別所の各集落及び谷内川沿いの原野集落などでも強い風となって吹くことがある。

また、この現象は春先ばかりではなく、秋の台風が日本海に入った時にも起こる。

梅雨時は、6月から7月中旬まで続き、ときには夏にかけて局地的な集中豪雨となる場合もある。夏は高温多湿で暑い日が多いが、天候は比較的安定している。台風は、九州から四国又は紀伊半島を縦断する場合には富山県を通過する可能性が高くなる。

資料編（2-2「砺波市平面図（地区自治振興会境界）」、2-3「県内風配図（伏木観測所）」、2-4「月別降雪量」、2-5「月別最深積雪」）

### (3) 人口

平成16年11月1日、旧砺波市と旧庄川町が合併し、新砺波市が発足し、平成17年には49,429人と人口のピークを迎えた。現在の総人口は、48,088人（令和3年1月1日現在住民基本台帳数値）となった。

市内に国勢調査の人口集中地区（D I D）はなく、全体として人口が分散して居住しているが、国道156号の通過地区あるいは住宅団地の立地地区に比較的人口が集中している。

また、年齢別では、65歳以上の人口は30.0%、同単身世帯数2,121世帯（令和3年1月1日現在住民基本台帳数値）となっている。

資料編（2-6「県内の人口分布」、2-7「地区別人口・世帯数」、2-8「年齢別人口」）

### (4) 道路及び鉄軌道の位置等

市には、西日本旅客鉄道株式会社による城端線（市内に3駅）が中心部を通過して南北に運行している。また、道路網については、北陸自動車道が市の中心部を横断し、これに接続する東海北陸自動車道、能越自動車道及び国道156号、359号、471号の3路線、県道は主要地方道10路線、一般県道10路線が通っており、これらが幹線道路網を形成している。

市道は、幹線道路間を結ぶ生活道路として路線が市域を縦横に通り、ほとんどが舗装済となっている。ただし、山間地等では豪雨等の気象時に事前通行規制を行う区間がある。

また、本市の1世帯あたりの乗用車保有台数は多く、公共交通機関が限られている本市においては、自動車が重要な移動手段である。

資料編（2-9「緊急通行確保路線」）

### (5) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、鷹栖出地内に陸上自衛隊富山駐屯地・第382施設中隊がある。

### (6) ダム

ダムは、市内の一級河川庄川に2箇所、和田川に1箇所ある。

なお、一級河川庄川の上流には全国的にも貯水量の多い岐阜県内の御母衣ダムを始め、数多くのダムがある。

資料編（2-10「ダムの現況（庄川水系）」）

(7) 散居村

砺波平野の集落は、屋敷林（カイニョ）に囲まれた家々が、平野一面に基石を散りばめたように点在する散居村となっている。

※ 砺波平野の散居村景観



## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

武力攻撃事態<sup>\*</sup>とは、武力攻撃<sup>\*</sup>が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、県国民保護計画においては以下の4類型が示されている。

類 型	想 定
着上陸侵攻による攻撃	<p><b>特 徴</b></p> <p>① 一般的に国民保護措置<sup>*</sup>を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態<sup>*</sup>において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>② 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>③ この攻撃に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</p> <p>④ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害<sup>*</sup>が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
ゲリラ <sup>*</sup> や特殊部隊 <sup>*</sup> による攻撃	<p><b>特 徴</b></p> <p>① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、鉄道、橋りょう、ダム、石油コンビナート施設などに対する注意が必要となる。</p> <p>② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標とな</p>

	<p>る施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えばダムや石油コンビナートが攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、以下「ダーティボム※」という。）が使用される場合がある。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>ゲリラ※や特殊部隊※の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村と都道府県、都道府県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃※の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報※の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
<p>弾道ミサイル攻撃※</p>	<p><b>特 徴</b></p> <p>① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。また、NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、窓等の目張りをするなどの対応が必要となる場合がある。</p>
<p>航空攻撃※</p>	<p><b>特 徴</b></p> <p>① 弾道ミサイル攻撃※の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>② 航空攻撃※を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>③ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p>

	<p>④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設*に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害*の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>
--	---

## 【NBC攻撃\*の場合の対応】

武力攻撃事態においては、NBC兵器を使った攻撃も考えられる。

類 型	想 定
N (核兵器)	<p><b>被害の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、その後は、中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線）によって、爆心地周辺において被害をもたらす。放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。</li> <li>・放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。</li> <li>・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>・ダーティボム*は、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</li> <li>・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul> <p><b>留意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難は、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤*の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要となる。</li> </ul>
<p>B (生物兵器)</p>	<p><b>被害の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> </ul> <p><b>留意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要となる。</li> </ul>
<p>C (化学兵器)</p>	<p><b>被害の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul> <p><b>留意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染<sup>*</sup>し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要となる。</li> <li>化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</li> </ul>

## 2 緊急対処事態

緊急対処事態<sup>\*</sup>とは、武力攻撃<sup>\*</sup>の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、県国民保護計画において以下の事態例が示されている。

## (1) 攻撃対象施設等による分類

類 型	想 定
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p><b>事態の例</b></p> <p>石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊、原子力事業所等の破壊</p> <p><b>被害の概要</b></p> <p>① 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul> <p>② 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul> <p>③ ダムが破壊された場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</li> </ul> <p>④ 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</li> <li>・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</li> </ul>
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p><b>事態の例</b></p> <p>大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</p> <p><b>被害の概要</b></p> <p>大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>

## (2) 攻撃手段による分類

分 類	想 定
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<p><b>事態の例</b></p> <p>ダーティボム<sup>*</sup>等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入</p> <p><b>被害の概要</b></p> <p>① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害等</li> <li>・放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</li> <li>② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布の場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発症するまでの潜伏期間に感染者の移動により、散布が判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> </ul> </li> <li>③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布の場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>・風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</li> <li>・経口だけでなく皮膚からも吸収され、神経に障害を起こす。殺傷能力が非常に強い。</li> </ul> </li> <li>④ 水源地への毒素等の混入             <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の摂取による人的被害、農作物等への被害</li> </ul> </li> </ul>
<p>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<p><b>事態の例</b></p> <p>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来</p> <p><b>被害の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</li> <li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>

### 3 被害想定等

#### (1) 県国民保護計画の被害想定

県国民保護計画<sup>※</sup>では、国が示す武力攻撃事態<sup>※</sup>及び緊急処理事態<sup>※</sup>を踏まえ、石油コンビナート等破壊のケースにおける被害を想定しているが、本市に対しては直接的影響は少ないものと推察する。については、本市の地理的、社会的、経済的な特性を考慮し、以下のような被害を想定し、その対応にあたる。

#### (2) 当市で想定される武力攻撃事態等

現在の情勢下では、わが国に対する着上陸攻撃やそれと連携した航空攻撃の可能性は低いものと考えられており、当市に直接被害が発生し、要避難地域<sup>※</sup>となる武力攻撃事態等<sup>※</sup>は、弾道ミサイルによる攻撃、あるいはテロ攻撃といった事態を想定することになる。

#### (3) 地域特性を踏まえた対応

##### ① 散居村、中山間地域における避難情報の伝達

散居村、中山間地域といった地域特性を踏まえ、要避難地域<sup>\*</sup>に指定された場合は、避難情報を対象地区の全世帯に漏れなく伝達するため、市、消防機関及びその他の関係機関の広報並びに自主防災組織<sup>\*</sup>等の自発的協力を得た巡回広報を実施する体制の整備に努め、避難マニュアルの作成に努める。

#### ② 避難の受入地域としての対応

他市町村又は他県において武力攻撃事態等<sup>\*</sup>が発生した場合、当市は、国道156号、359号、北陸自動車道砺波インター及び高岡砺波スマートインター並びにJR砺波駅等の交通網が放射状に整備されていることから、受入地域<sup>\*</sup>に指定されることが想定されるため、県と連携し救援活動にあたる体制整備に努める。

#### ③ 陸上自衛隊の活動に伴う対応

当市には、陸上自衛隊富山駐屯地があり、武力攻撃事態等が発生した際、自衛隊車両が幹線道路を使用することが想定されることから、市道及び農道を使用する等、複数の避難誘導ルートを決め住民に周知を図る。

#### ④ 市外からの買い物客及び観光客への対応

近年、市内中心部に大型量販店を中心に商業施設の集積が進み、市外から多くの買い物客が集まる。武力攻撃事態等が発生した場合、大型商業施設へ情報が伝達された際には、買い物客等の避難によって幹線道路の渋滞や一時避難者による避難場所等の混乱が想定される。

また、春季の連休期間中に開催する「となみチューリップフェア」には、県内外から多くの観光客が集まるため、武力攻撃事態等が発生した場合、前記と同様の状況が想定される。このため、大型商業施設の買い物客や観光客に対する避難マニュアルの整備に努める。さらに、庄川温泉郷には、多くの観光客が訪れており、宿泊客の避難マニュアルの整備に努める。

なお、避難マニュアルの作成にあたっては、県、県警察、関係機関及び自主防災組織等と調整して作成するものとする。

資料編（5-1「大規模小売店舗の概要」）

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部課等における平素の業務 (国民保護法第41条関係)

【各部】

市の各部課等は、国民保護措置<sup>\*</sup>を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

資料編 (1-2「市の各部課等における平素の業務」)

##### 2 市職員の参集基準等 (国民保護法第41条関係)

【企画総務部】

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市(企画総務部)は、武力攻撃災害<sup>\*</sup>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確立

市(企画総務部)は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、次のような体制を確保する。

###### ① 消防本部との連携

消防本部が、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>に関する情報を入手した場合、平日の勤務時間内は企画総務部、夜間・休日は市宿日直室及び市総務課防災・危機管理班職員へ連絡するものとする。

###### ② 市の体制

市では、職員等の宿日直体制により、夜間・休日も含め24時間即応可能な体制を確保する。また、迅速な情報収集体制を確保するとともに宿日直マニュアルに基づき、市総務課防災・危機管理班職員に最初の情報伝達を行う。

###### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市(企画総務部)は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、市地域防災計画<sup>\*</sup>

に準じ、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

**【職員配備基準】**

種 別	職員配備体制
① 情報収集体制 (第1非常配備)	総務課長 } 最低4名体制 総務課職員 } ○ 必要に応じ関係各部署へ連絡 特に関係のある部課の少人数で、情報収集及び連絡活動等が 円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。
② 緊急事態連絡室体制 (第2非常配備)	市長、副市長、教育長、各部長 総務課長 総務課員全員 企画政策課 広報情報課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員(各2名) <span style="float: right; font-size: 2em;">}</span> 各2名以上 ○ 原則として上記基準に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の 状況に応じ、その都度判断する。 状況によって、直ちに第3非常配備に切り替えることができる体 制とする。
③ 市国民保護対策本部 体制 (第3非常配備)	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集する。 国民保護対策に万全を期すため職員は、事態に即応した業務に従事 する。

**【事態の状況に応じた初動体制の確立】**

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定*前	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な 場合	①	
	市の全部課等での対応が必要な場合(現場からの情報により多 数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②	
事態認定後	市国民保護対策 本部設置の通知 がない場合	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集 等の対応が必要な場合	①
		市の全部課等での対応が必要な場合(現場か らの情報により多数の人を殺傷する行為等 の事案の発生を把握した場合)	②
		市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(4) 勤務時間内における非常配備

- ① 各部長は、指令された非常配備により、あらかじめ定められた職員を班ごとに配置し、応急活動を命令する。
- ② 配備された職員は、上司の命に従い応急活動を実施する。

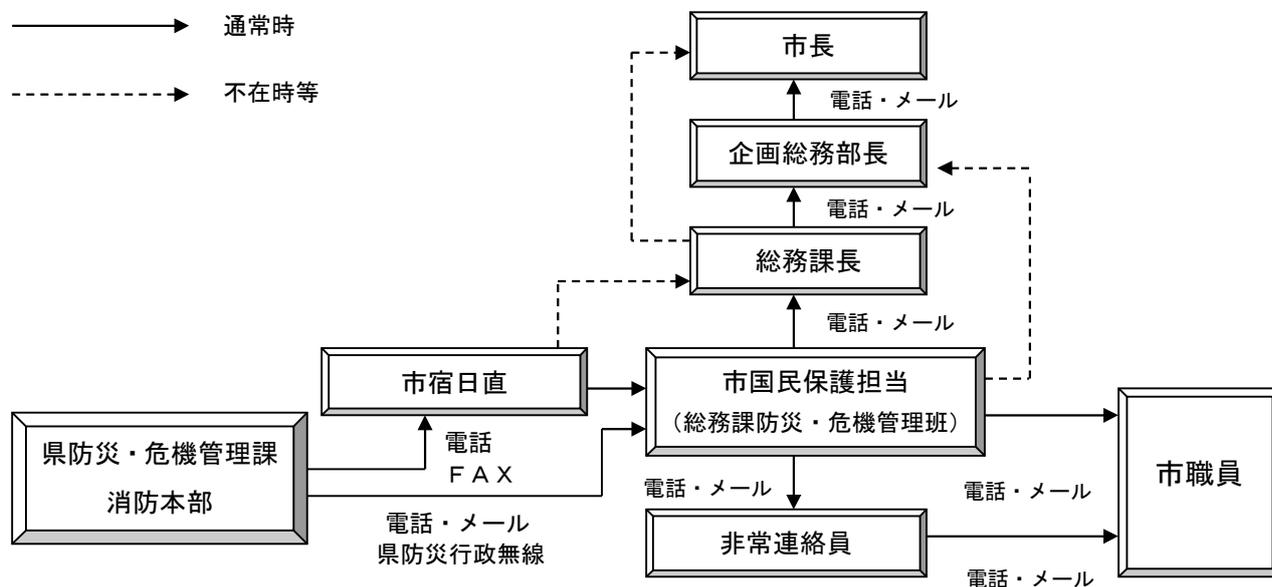
(5) 勤務時間外における非常配備

- ① 対策本部各部・班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、あらかじめ具体的に計画しておく。
- ② 市職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、あらかじめ指示された場所（以下「勤務場所等」）において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び応急対策にあたる。  
ただし、発災時において急病、負傷等で参集が不能となった場合は動員対象から除外する。
- ③ 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策班を編成する。  
この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して編成し、応急活動を命じることができるものとする。  
なお、職員の参集状況と被害の状況を勘案し、順次指示された非常配備に移行するものとする。
- ④ 指令の伝達及び配備を円滑に行うため、各部長は各班に非常連絡員正副2名を定め、あらかじめ、企画総務部長に届け出ておくものとする。
- ⑤ 職員は、動員命令を受けたとき又は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により被害が発生し、又は被害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。
- ⑥ 職員は、登庁途上において、住民等に危害が及ぶ状況を発見したときは、電話等により上司の指示を受け、最善の措置をとらなければならない。  
ただし、指示を受ける暇のないときは、最善の措置をとった後、直ちに上司に対して報告しなければならない。
- ⑦ 職員は、登庁途上において知り得た被害状況について上司に報告しなければならない。
- ⑧ 交通の途絶等により登庁不能のときは、上司に連絡をし、その指示を受けるものとする。

(6) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

【勤務時間外非常配備伝達系統図】



(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長\*（市長）の代理者については、次の表のとおりとし、市対策本部員（部長等）の職務の代理者については、あらかじめ、それぞれの本部員が指名しておく。

順位	職名
第1順位	副市長
第2順位	企画総務部長

(8) 職員の服務基準

市（企画総務部）は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(9) 交代要員等の確保

市（企画総務部）は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目に

ついて定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保等

### **3 消防機関の体制**（国民保護法第41条関係）

【企画総務部】

#### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置\*が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市（企画総務部）は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市（企画総務部）は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置\*に対する研修を実施するとともに、国民保護措置\*についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市（企画総務部）は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

資料編（3-1「消防体制等の現況」、3-2「消防本部署所及び消防団の現況」、3-3「救助活動のための機械器具等の保有状況」）

### **4 国民の権利利益の救済に係る手続等**（国民保護法第6条関係）

【関係課】

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市（関係課）は、武力攻撃事態等\*の認定があった場合には、国民保護措置\*の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (国民保護法第 159条第1項)	特定物資の収用に関する事(国民保護法第81条第2項)	社会福祉課
	特定物資の保管命令に関する事(国民保護法第81条第3項)	社会福祉課
	土地等の使用に関する事(国民保護法第82条)	総務課
	応急公用負担に関する事(国民保護法第113条第1項・2項)	関係課
損害補償 (国民保護法第 160条)	住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの (国民保護法第70条第1・3項)	総務課
	被災者の救援に必要な援助についての協力要請によるもの (国民保護法第80条第1項)	総務課 社会福祉課 砺波総合病院
	消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要 請によるもの(国民保護法第115条第1項)	総務課
	保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの (国民保護法第123条第1項)	健康センター
不服申立てに関する事(国民保護法第6条、175条)		総務課
訴訟に関する事(国民保護法第6条、175条)		総務課

## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市(各部)は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害\*による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等\*が継続している場合及び国民保護措置\*に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

資料編(13-6「公用令書様式」)

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

【企画総務部】

#### (1) 関係機関の連絡先等の把握

市（企画総務部）は、平素から、関係機関の連絡先及び担当者等の把握に努める。

#### (2) 防災のための連携体制の活用

市（企画総務部）は、武力攻撃事態等<sup>※</sup>への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (3) 関係機関の計画との整合性の確保

市（企画総務部）は、国、県、他の市町村、指定公共機関<sup>※</sup>及び指定地方公共機関<sup>※</sup>その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画<sup>※</sup>及び国民保護業務計画<sup>※</sup>との整合性の確保を図る。

#### (4) 関係機関相互の意思疎通

市（企画総務部）は、県と連携し、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的ネットワークを構築する。

### 2 県との連携

【関係部】

#### (1) 県の連絡先の把握等

市（関係部）は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置<sup>※</sup>の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

市（企画総務部）は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市（企画総務部）は、県との国民保護計画<sup>\*</sup>の協議を通じて、県の行う国民保護措置<sup>\*</sup>と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市長（企画総務部、建設水道部）は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態<sup>\*</sup>において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町村との連携

【企画総務部】

#### (1) 近接市町村との連携

市（企画総務部）は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害<sup>\*</sup>の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市（消防本部）は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

資料編（3-1「消防体制等の現況」、3-2「消防本部署所及び消防団の現況」、3-3「救助活動のための機械器具等の保有状況」、3-4「NBC対応資機材保有状況」）

### 4 指定公共機関等との連携

【企画総務部／福祉市民部／総合病院】

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市（企画総務部、福祉市民部）は、区域内の指定公共機関<sup>\*</sup>等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市（福祉市民部、総合病院）は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的

な知見を有する機関との連携に努める。

資料編（8. 医療に関する資料）

(3) 関係機関との協定の締結等

市（企画総務部）は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市（企画総務部）は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

**5 自主防災組織等に対する支援**（国民保護法第4条関係）

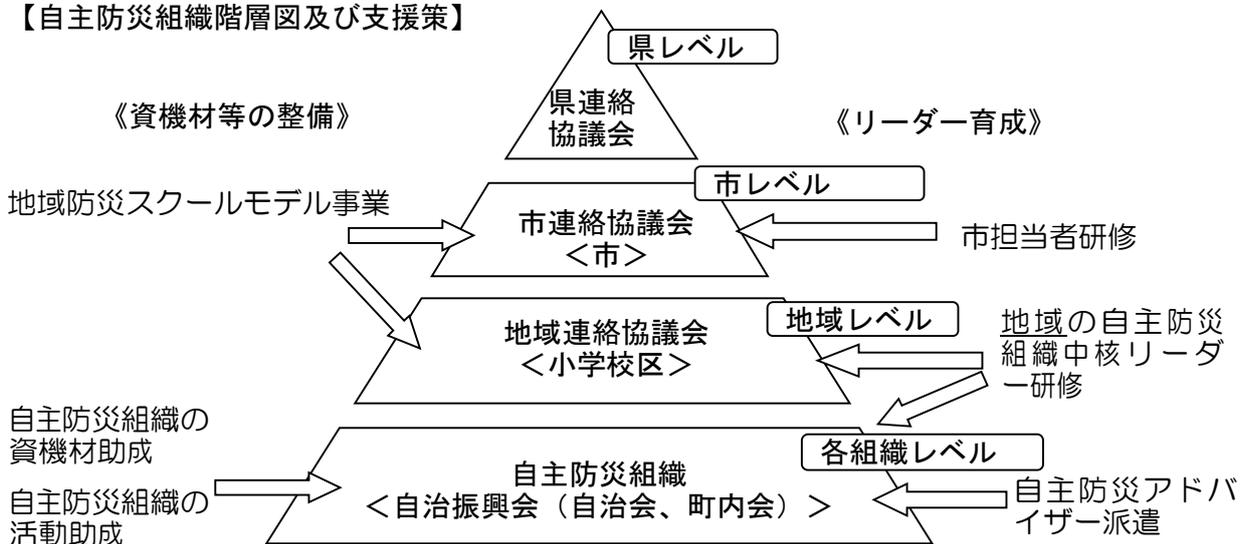
【企画総務部／福祉市民部】

(1) 自主防災組織等に対する支援

市（企画総務部）は、県と連携し、自主防災組織\*及び自治会等のリーダーに対する研修等を通じて国民保護措置\*の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間又は市及び消防団との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

資料編（3-5「自主防災組織一覧表」）

【自主防災組織階層図及び支援策】



(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市（企画総務部、福祉市民部）は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社富山県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等\*においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

市（企画総務部）は、国民保護措置<sup>\*</sup>の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁の地方行政機関、県、主要な電気通信事業者等で構成された北陸地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保にあたっての留意事項

市（企画総務部）は、武力攻撃災害<sup>\*</sup>発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート複数化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

#### (3) 市における通信の確保

市（企画総務部）は、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線<sup>\*</sup>等の多様な情報伝達手段の整備に努めるものとする。整備にあたっては、デジタル化の推進に努めるものとし、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用に必要な体制を確保する。

資料編（4-1「移動系デジタル防災行政無線呼出番号一覧表」）

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### 【企画総務部】

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備（国民保護法第8条関係）

市（企画総務部）は、武力攻撃<sup>\*</sup>等の状況、国民保護措置<sup>\*</sup>の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

なお、県が整備した富山県総合防災情報システム<sup>\*</sup>、ヘリコプターテレビ電送システム<sup>\*</sup>からの情報等を活用して、迅速な情報収集・提供を行う。

#### (2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害<sup>\*</sup>により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### 【施設・設備面】

- ① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実に努める。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の複数ルート化、衛星携帯電話<sup>\*</sup>の整備等）に努める。
- ③ 防災行政無線の整備を促進するなど、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ④ 県において、情報収集・連絡を迅速に行うため、被災現場の状況を消防防災ヘリコプター「とやま」に搭載するカメラにより、県対策本部等に電波で伝送するヘリコプターテレビ電送システムが整備されていることから、市対策本部においても県と連携し、受信できる体制整備に努める。
- ⑤ 武力攻撃災害<sup>\*</sup>時において確実な利用ができるよう、国民保護措置<sup>\*</sup>の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

**【運用面】**

- ① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制を整備する。
- ② 武力攻撃災害\*による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。
- ③ 通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ④ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等\*非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線\*、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。
- ⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を構築する。
- ⑦ 国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線\*、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備に努める。

**(3) 情報の共有**

市（企画総務部）は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

**2 警報等の伝達に必要な準備****【企画総務部／関係部又は各部】****(1) 警報の伝達体制の整備（国民保護法第47条、第48条関係）**

市（企画総務部、福祉市民部、商工農林部、庄川支所）は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとし、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員、社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮することとし、伝達にあたっては、「富山県災害時要援護者支援ガイドライン」に基づき、ファクシミリや携帯電話のメール機能を活用する。

(2) 情報伝達体制の整備

市（企画総務部）は、防災行政無線や広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等、住民への情報伝達体制によるほか、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、またコミュニティFMやCATV事業者などとの連携の強化やIT等を活用した迅速な情報提供システムの構築に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の整備を図るとともに散居村における情報伝達に留意する。

(3) 県との連携

市（企画総務部、福祉市民部）は、高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう県の支援により協力体制を構築する。

また、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

資料編（5-2「外国人登録者数」）

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市（企画総務部）は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市（企画総務部）は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市（企画総務部、商工農林部）は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

**3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**（国民保護法第94条関係）

【企画総務部】

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市（企画総務部）は、避難住民及び武力攻撃災害\*により死亡し又は負傷した住民の安否情報（次の「収集すべき情報」の表を参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等\*

における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号によりそれぞれ情報の収集を行うとともに、第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。

資料編（13-1-1「安否情報収集様式（避難住民、負傷住民）」、13-1-2「安否情報収集様式（死亡住民）」、13-2「安否情報報告書様式」）

### 【収集・報告すべき情報】

#### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親戚・同居者への回答（①～⑪）の希望
- ⑬ 知人への回答（①⑦⑧）の希望
- ⑭ 親戚・同居者・知人以外への回答又は公表（①～⑪）の同意

#### 2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 死体が安置されている場所
- ⑰ 連絡その他必要情報
- ⑱ 親戚・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑦、⑮～⑱）への同意

### (2) 安否情報収集のための体制整備

市（企画総務部）は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制の確認を行う。

### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市（企画総務部）は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ

め把握しておくものとする。

**4 被災情報の収集・報告に必要な準備**（国民保護法第126条、第127条関係）

**【企画総務部】**

**(1) 情報収集・報告体制の整備**

市（企画総務部）は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・報告にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編（13-5「被災情報報告書様式」）

**(2) 担当者の育成**

市（企画総務部）は、あらかじめ定められた情報収集・報告にあたる担当者に対し、情報収集・報告に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

【企画総務部】

#### (1) 国の研修機関における研修の活用

市（企画総務部）は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、自治大学校、市町村職員中央研修所等公の研修機関の研修課程やインターネットを通じて学習できる「e-カレッジ」等を有効に活用し、市職員の研修機会の確保に努める。

#### (2) 県の研修機関における研修の活用

市（企画総務部）は、県職員研修所、市町村職員研修機構及び県消防学校等において、県職員や消防職員の研修課程を有効に活用し、市職員の研修機会の確保に努める。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織\*リーダーに対して国民保護に関する研修等の実施に努める。

#### (3) 市の研修機会の確保

市（企画総務部）は、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により市職員、消防団員及び自主防災組織の構成員に対し研修を行う。

#### (4) 外部有識者等による研修

市（企画総務部）は、職員等の研修の実施にあたっては、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練（国民保護法第42条関係）

【企画総務部】

#### (1) 市における訓練の実施

市（企画総務部）は、近隣市、県、国等関係機関と共同するなど、国民保護措置\*についての訓練を実施し、武力攻撃事態等\*における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、散居村\*や中山間地域等この地域の特性を考慮しつつ具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への

対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置<sup>\*</sup>と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、自治振興会及び町内会・自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画<sup>\*</sup>の見直し作業等に反映する。
- ④ 市（企画総務部）は、自治振興会及び自治会・町内会及び自主防災組織<sup>\*</sup>などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市（企画総務部）は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市（企画総務部）は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項（国民保護法第54条関係）

【企画総務部／福祉市民部】

#### (1) 基礎的資料の収集

市（企画総務部）は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設\*のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設\*等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治振興会及び町内会・自治会及び自主防災組織\*等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 要配慮者\*の避難支援プラン

資料編（5. 避難に関する資料）

#### (2) 隣接市との連携の確保

市（企画総務部）は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接市と想定される避難経路\*や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等要配慮者\*への配慮

市（企画総務部、福祉市民部）は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の把握に努めるなど、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ要配慮者の避難対策を講じる。

また、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう留意するとともに、民生委員児童委員、訪問介護者、ボラン

ティア、自治会等の協力を得るよう、体制整備に努めるものとする。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市（企画総務部）は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市（企画総務部）は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成（国民保護法第 61 条関係）

【企画総務部】

市（企画総務部）は、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領\*のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、要配慮者\*の避難方法等について配慮する。

### 3 救援に関する基本的事項（国民保護法第 75 条、第 76 条関係）

【企画総務部】

#### (1) 県との調整

市（企画総務部）は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市（企画総務部）は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。  
資料編（6. 救援に関する資料、7. 医療に関する資料）

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（国民保護法第 71 条、第 79 条関係）

【企画総務部／建設水道部】

市（企画総務部、建設水道部）は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資\*の運送を実施する体制を整備するよう努める。

**(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握**

市（企画総務部）は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

資料編（6. 輸送に関する資料）

- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
  - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
  - ③ ヘリポート（ヘリポート名、管理者の連絡先など）

**(2) 運送経路の把握等**

市（企画総務部、建設水道部）は、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>における避難住民及び緊急物資<sup>\*</sup>の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

資料編（2-9「緊急通行確保路線」）

**5 避難施設の指定への協力**（国民保護法第148条関係）**【企画総務部】****(1) 避難施設の指定**

市（企画総務部）は、県が行う避難施設<sup>\*</sup>の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力する。

**(2) 避難施設データベースの共有化等**

市（企画総務部）は、県が指定した避難施設に関する情報を富山県総合防災情報システムなどを通じて県と共有する。また、住民に対しても、県等と連携して避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

**6 生活関連等施設の把握等**（国民保護法第102条関係）**【関係部】****(1) 生活関連等施設の把握等**

市（関係部）は、その区域内に所在する生活関連等施設<sup>\*</sup>について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市（関係部）は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質*（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇物（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

資料編（5-3「生活関連等施設の概要」）

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市（関係部）は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、平素から施設の状態の確認、安全確保対策等を行うなど適切に維持管理するとともに、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設\*の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などのほか、施設の種別等に応じた予防対策を講ずる。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

#### 1 市における備蓄（国民保護法第142条、第145条、第146条関係）

【企画総務部／福祉市民部／総合病院】

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等<sup>\*</sup>の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置<sup>\*</sup>のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

##### (2) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服<sup>\*</sup>や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤<sup>\*</sup>や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市として、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染<sup>\*</sup>器具など

##### (3) 県との連携（国民保護法第144条関係）

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県その他関係機関と密接に連携する。

また、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。また、救援等のための生活関連物資の確保を図るため、流通備蓄<sup>\*</sup>を推進し、その調達先とあらかじめ協定締結を進めるよう努める。

**2 市が管理する施設、設備の整備及び点検等** (国民保護法第142条、第145条関係)

**【関係部】**

**(1) 施設、設備の整備及び点検**

市（関係部）は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設、設備について、整備し、又は点検する。

**(2) ライフライン施設の代替性の確保**

市（上下水道課）は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

**(3) 復旧のための各種資料等の整備等**

市（企画総務部）は、武力攻撃災害\*による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発（国民保護法第43条関係）

【企画総務部／福祉市民部／教育委員会】

#### (1) 啓発の方法

市（企画総務部、福祉市民部）は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置<sup>\*</sup>の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者への表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市（企画総務部）は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織<sup>\*</sup>の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 個人備蓄の啓発

【企画総務部】

市（企画総務部）は、県と連携して災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品について、日頃から個人で備蓄しておくよう、住民への啓発に努める。

### 3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

【企画総務部】

市（企画総務部）は、武力攻撃災害<sup>\*</sup>の兆候を発見した場合の市長等（市長、消防吏員又は警察官をいう。）に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

市（企画総務部）は、弾道ミサイル攻撃<sup>\*</sup>の場合や地域においてテロが発生した場合などに

住民がとるべき対処についても、国及び県が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めるものとする。

市（企画総務部）は、日本赤十字社富山県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

#### **4 国民の協力に関する啓発**（国民保護法第4条関係）

##### **【企画総務部】**

市（企画総務部）は、住民に対し、住民の避難に関する訓練への参加、避難住民の誘導の援助への協力、避難住民等\*の救援の援助への協力、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助への協力、保健衛生の確保の援助への協力について啓発を行う。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

建造物が破壊される等の具体的な被害や多数の死傷者が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われる前の段階から、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、体制を準備しておくことが必要となることが考えられる。

このため、このような事態において、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その態様に応じた応急活動を行っていく重要性を考慮し、市の初動体制について、以下のとおり定める。

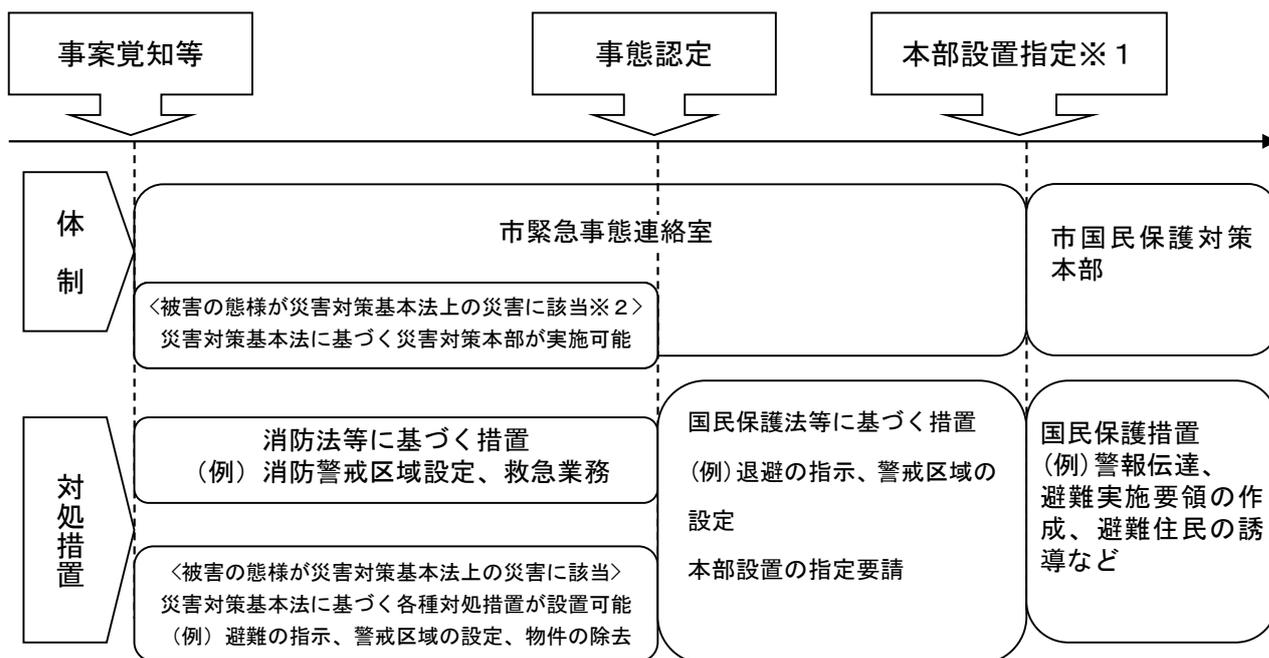
#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

【各部】

##### (1) 砺波市緊急事態連絡室等の設置

- ① 市（企画総務部）は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、砺波市緊急事態連絡室（以下「市緊急事態連絡室」という。）を設置する。市緊急事態連絡室の要員は、市対策本部に準じて構成する。
- ② 市緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関との通信を確保し、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関\*、指定地方公共機関\*等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。
- ③ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市緊急事態連絡室の要員に報告する。

また、市緊急事態連絡室と消防機関は、迅速な情報の収集及び提供のため、通信の確保体制を確立する。



※1 事態認定※と本部設置指定は、同時の場合もあると思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法※上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされる。

## (2) 初動措置の確保

市（各部）は、市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整にあたり、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法※等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置※を行う。また、市長（企画総務部）は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市（企画総務部）は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、県警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定※がなされ、市（企画総務部）に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

市（企画総務部）は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

## (4) 市対策本部への移行に要する調整

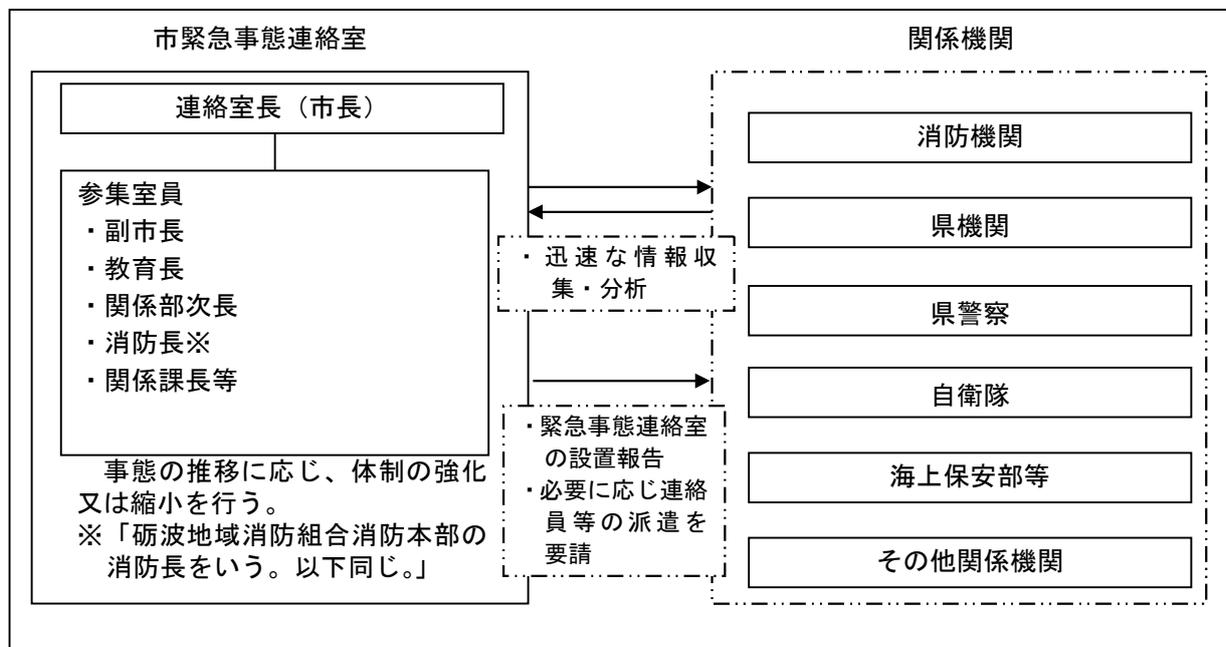
- ① 市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市（企画総務部）

に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。

- ② 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置に基づく所用な措置を講ずるなど必要な調整を行う。

【市緊急事態連絡室の構成等】 <イメージ>



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

【各部】

市（企画総務部）は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等<sup>\*</sup>の認定が行われたが、本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、事態の状況に応じた初動体制（情報収集体制又は緊急事態連絡室設置）を確立し、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長（企画総務部）は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設<sup>\*</sup>等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合には迅速に対応できる体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置 (国民保護法第27条、第28条、第30条関係)

【各部】

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。（事前に市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。（前述））

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者（企画総務部）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、地域防災計画\*で定めた市職員非常配備の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者（企画総務部）は、市対策本部を本庁舎大ホール又は、本庁舎増築棟小ホールに開設し、市対策本部室に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

また、市長は、市議会、県、指定公共機関等その他関係機関に対して、直ちに市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市（企画総務部）は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市（企画総務部）は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。ただし、事態の状況等に応じ、市長の判断により次の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

## ○ 市対策本部室の予備施設指定順位

第1順位	東別館
第2順位	庄川支所

## (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長（企画総務部）は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成は、防災に関する体制に準じ、次のとおりとする。

【市対策本部の組織構成】



※ 市対策本部長が、必要と認めるとき、国の職員その他市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

資料編（1-1「市国民保護対策本部の編成分掌事務」）

**(4) 市対策本部における広報等**

市（企画総務部）は、武力攻撃事態<sup>※</sup>等において、情報の錯綜による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

**① 広報責任者の設置**

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

**② 広報手段**

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

**③ 留意事項**

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ プレスルームを本庁舎増築棟特別会議室に設置し、報道機関への情報の提供は、広報責任者が市政記者クラブと協議し、決定した時間に行う。

ウ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

エ 報道機関からの取材については、企画情報班を窓口として対応する。

オ 県と連携した広報体制を構築する。

**(5) 市現地対策本部の設置**

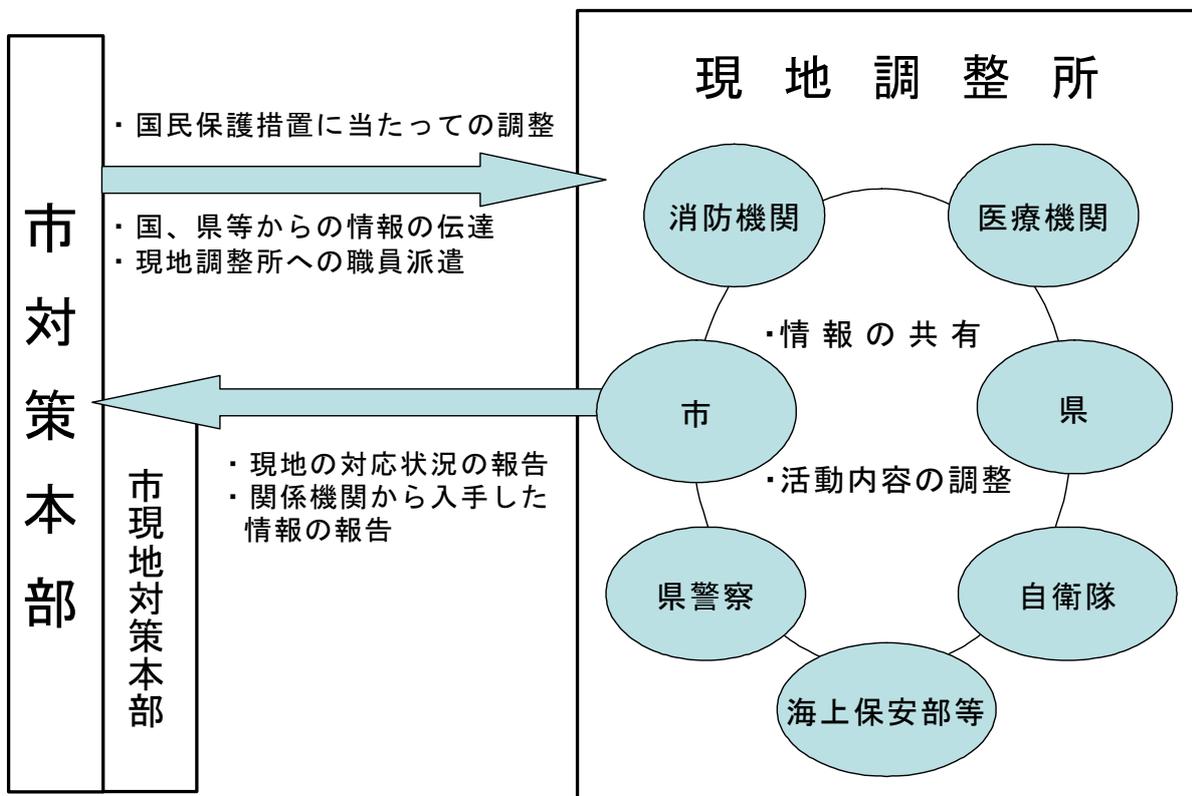
市長（企画総務部）は、被災現地における国民保護措置<sup>※</sup>の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長<sup>※</sup>や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

**(6) 現地調整所の設置**

市長（企画総務部）は、武力攻撃<sup>※</sup>による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機

関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

## (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長<sup>\*</sup>は、市の区域における国民保護措置<sup>\*</sup>を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長（企画総務部）は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長（企画総務部）は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関<sup>\*</sup>及び指定地方公共機関<sup>\*</sup>が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関<sup>\*</sup>及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### ③ 情報の提供の求め

市対策本部長（企画総務部）は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長（企画総務部）は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

### ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長（企画総務部）は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) **市対策本部の廃止**（国民保護法第30条関係）

市長（企画総務部）は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

**2 通信の確保**

**【企画総務部】**

(1) **情報通信手段の確保**

市（企画総務部）は、携帯電話、衛星携帯電話<sup>\*</sup>、移動系防災行政無線<sup>\*</sup>等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN<sup>\*</sup>（総合行政ネットワーク）、等の通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域<sup>\*</sup>、避難先地域<sup>\*</sup>等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) **情報通信手段の機能確認**

市（企画総務部）は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) **通信輻輳により生じる混信等の対策**

市（企画総務部）は、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域<sup>\*</sup>等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国・県の対策本部との連携

【企画総務部】

##### (1) 国・県の対策本部との連携

市（企画総務部）は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市（企画総務部）は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、市職員を連絡員として派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

##### (3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

市（企画総務部）は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

（国民保護法第11条、第16条、第18条、第21条関係）

【企画総務部】

##### (1) 知事等への措置要請

市（企画総務部）は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市（企画総務部）は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関\*の長又は指定地方行政機関\*の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長への措置要請

市（企画総務部）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関\*又は指定地方公共機関\*に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

**3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等**（国民保護法第20条関係）

**【企画総務部】**

① 市長（企画総務部）は、国民保護措置\*を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣\*）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて富山地方協力本部長又は富山駐屯地司令を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は、知事に対して、できるだけ速やかに、当該連絡をした旨を通知する。

資料編（13-7「自衛隊の国民保護等派遣要請依頼書」）

② 市長（企画総務部）は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

資料編（12-1「関係機関の連絡先一覧」）

ア 武力攻撃災害\*の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

○ 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃\*による汚染への対処等）

④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

**4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託****【企画総務部】****(1) 他の市町村長等への応援の要求（国民保護法第17条関係）**

- ① 市長（企画総務部）等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

**(2) 県への応援の要求（国民保護法第18条関係）**

市長（企画総務部）等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

**(3) 事務の一部の委託（国民保護法第19条関係）**

- ① 市（企画総務部）が、国民保護措置\*の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市（企画総務部）は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
 

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

**5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（国民保護法第151条～153条関係）****【企画総務部】**

- (1) 市（企画総務部）は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等に対し県職員の派遣を要請する。
- (2) 市（企画総務部）は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関\*の長若しくは指定地方行政機関\*の長又は特定指定公共機関（指定公共機関\*である特定独立行政法人をいう。）に対し、原則、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う（ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請を行う。）。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (3) 市（企画総務部）は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事を経由して総務大臣に対し、(2)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

【企画総務部】

### (1) 他の市町村に対して行う応援等（国民保護法第17条、第19条関係）

- ① 市（企画総務部）は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置<sup>\*</sup>と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市（企画総務部）は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（国民保護法第21条関係）

市（企画総務部）は、指定公共機関<sup>\*</sup>又は指定地方公共機関<sup>\*</sup>の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等（国民保護法第4条関係）

【企画総務部／福祉市民部】

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市（企画総務部）は、自主防災組織<sup>\*</sup>等による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市（福祉市民部）は、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市（福祉市民部）は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域<sup>\*</sup>におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市（企画総務部）は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

**8 住民の協力等**（国民保護法第4条、第70条、第80条、第115条、第123条関係）**【関係部】****(1) 住民への協力要請**

市（関係部）は、次に掲げるような国民保護措置の実施のため必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、市は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられたものでなければならない。

**(2) 企業・公共的団体等への協力要請**

市（関係部）は、次に掲げるような国民保護措置の実施のため必要があると認める場合には、企業や公共的団体等に対し、必要な援助についての協力を要請し、この場合においても、住民への協力要請に準じた対応を図る。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等\*の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害\*への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保等

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等 (国民保護法第47条関係)

【関係部】

##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 市（企画総務部、関係部）は、県から警報の内容の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治振興会、市社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### 【警報に定める事項】

- ・武力攻撃事態等\*の現状及び予測
- ・武力攻撃\*が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ・その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(注)「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」は定められない可能性がある。

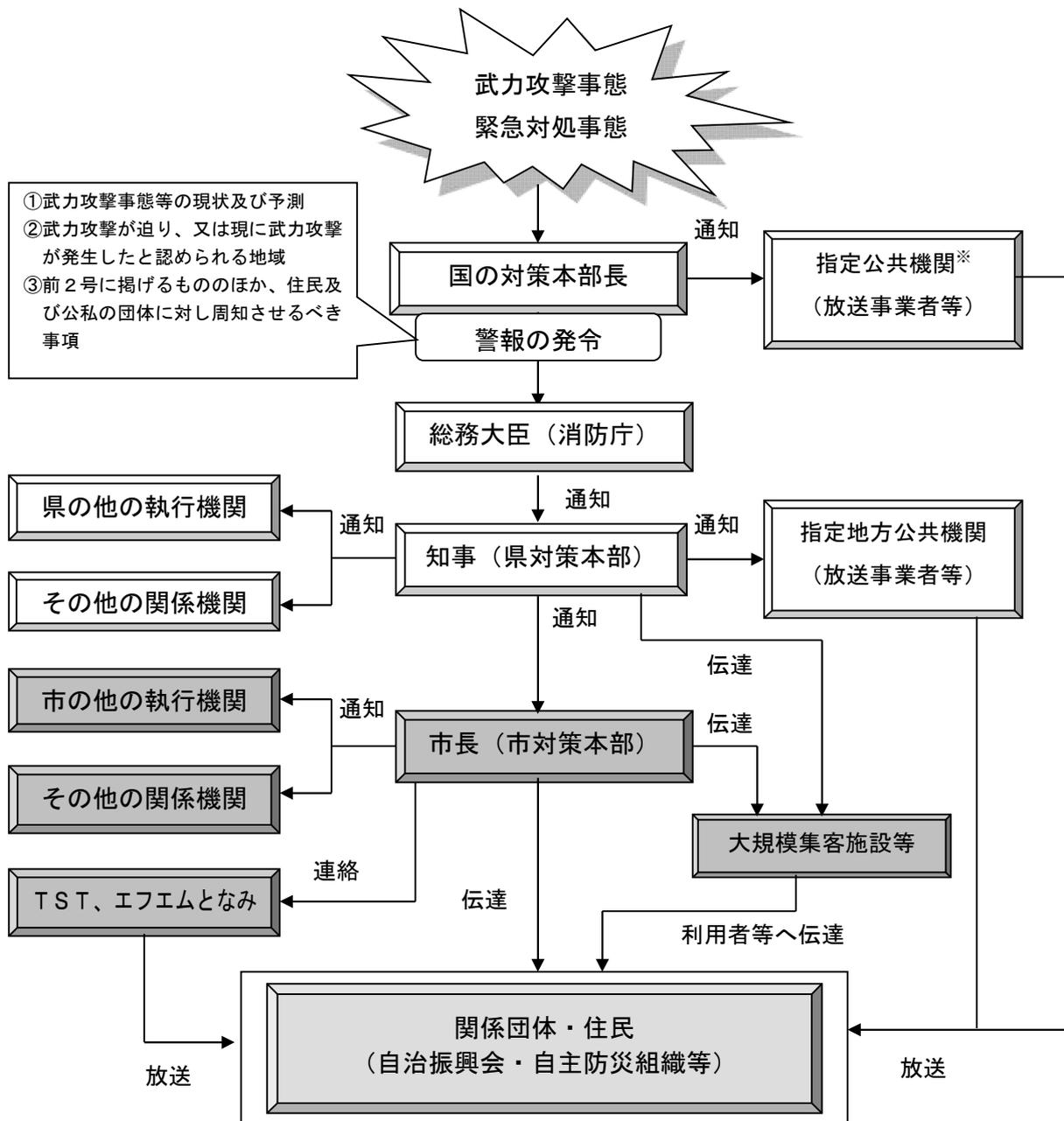
- ② 市は、となみ衛星通信テレビ(株) (T S T)、(株)エフエムとなみと協定を締結し、警報の内容を連絡する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市（企画総務部、関係部）は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、総合病院、保育所など）に警報の内容を通知する。
- ② 市（企画総務部）は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。
- ・市ホームページアドレス (<http://www.city.tonami.toyama.jp>)

※警報の通知・伝達の仕組みは、次のとおり。

【警報の発令・通知・伝達】



※ 国による警報の発令等【国民保護法第44条、第45条】

国の対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針<sup>※</sup>で定めるところにより、以下の事項を定めた警報を発令することとされている。

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ 上記の他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

警報を発令した旨の通知を受けた総務大臣は、直ちにその内容を知事に通知することとされている。

※ 知事による警報の通知【国民保護法第46条】

知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を当該区域内の市町村長、他の執行機関、知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知することとされている。

**2 警報の内容の伝達方法**（国民保護法第47条、第51条関係）

**【各部】**

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

なお、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により警報の内容が送信される場合は、本市内の同システムを用いた瞬時の情報伝達が可能な地区については、消防庁が定めた方法により、防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

- ① 「武力攻撃\*が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

国が定めたサイレン\*音を防災行政無線\*及び広報車等で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等\*において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線\*やホームページ等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用して住民に周知を図ることを妨げるものでない。

また、T S Tやエフエムとなみへの連絡、消防団や自主防災組織\*等による伝達、自治振興会等自治組織への協力依頼などの効果的な方法も検討する。

- (2) 市長（企画総務部）は、消防機関（消防部）と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防機関は、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自治振興会、自主防災組織等や要配慮者\*等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

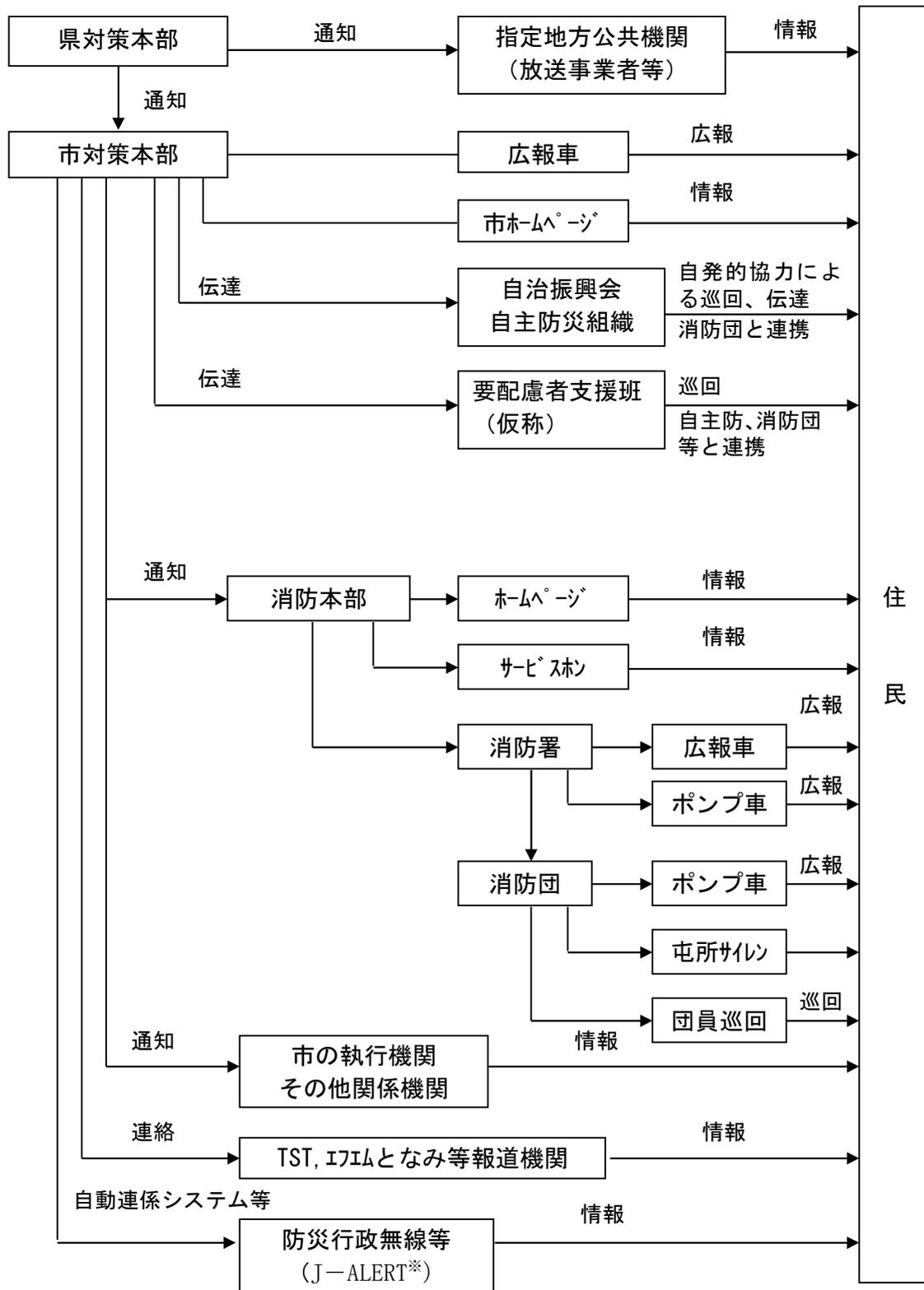
また、市（企画総務部）は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 市（企画総務部、福祉市民部、消防部）は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達に配慮する。特に、要配慮者\*については、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 市長は、警報の解除の通知を受けたときは、警報が発令された場合と同様の方法で住民及び関係団体に伝達する。この場合においては、原則として、サイレンは使用しないこと

とする。

【警報伝達系統図】



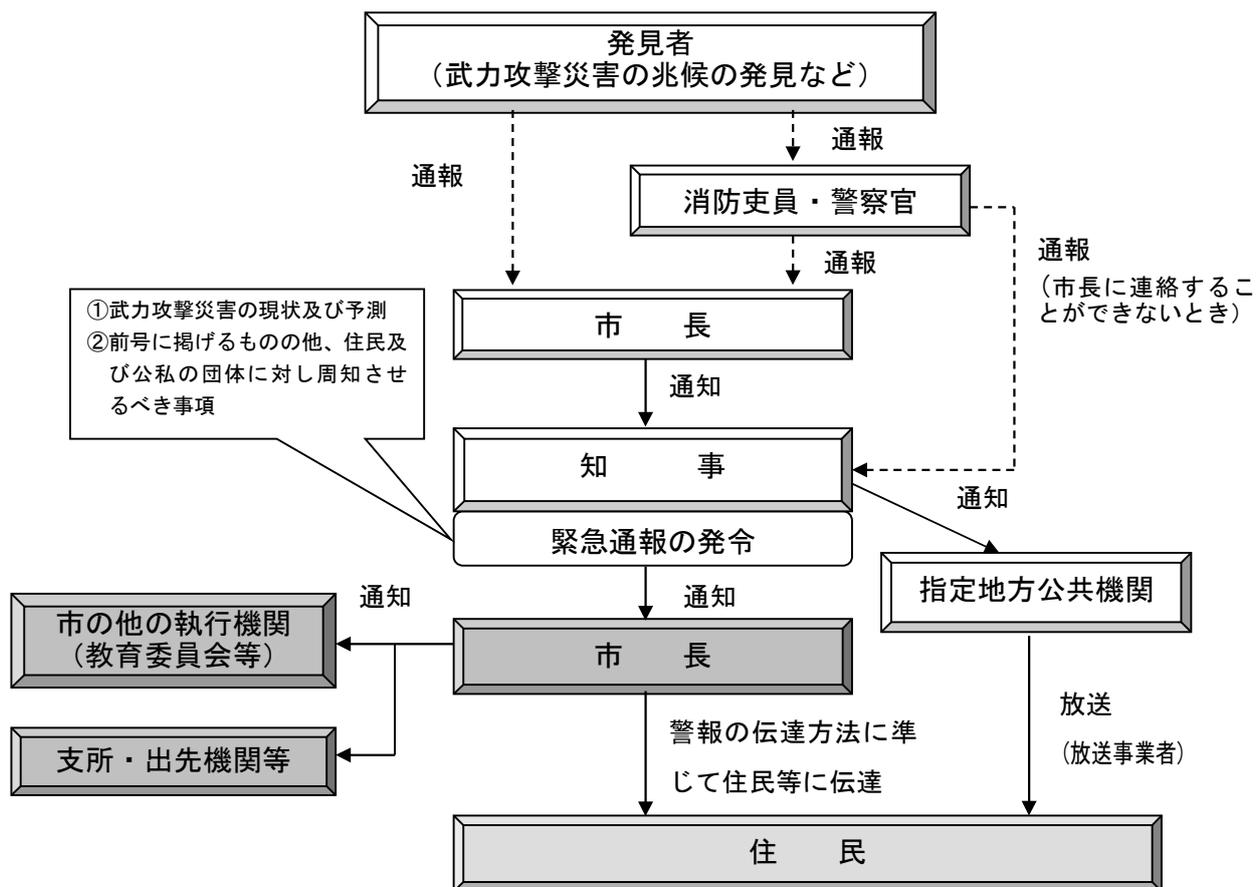
資料編 (4-2 「消防通信系統図」、4-3 「サイレン塔設置状況」)

**3 緊急通報の伝達及び通知** (国民保護法第98条、第99条、第100条関係)

**【企画総務部】**

- (1) 武力攻撃災害\*の兆候を発見した住民等から通報を受けた市長（企画総務部（通報を受けた消防吏員、警察官等は速やかにその旨を市長に通報する。））は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通報する。
- (2) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報\*を発令する。
- (3) 知事が発令した緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、市長は、原則として警報の伝達・通知方法と同様の方法をとる。
- (4) 関係機関へ緊急通報の流れは次のとおりとする。

**【武力攻撃災害の兆候の通報、緊急通報の発令・通知・伝達の流れ】**



資料編 (13-4 「緊急通報の内容例」)

## 第2 避難住民の誘導等

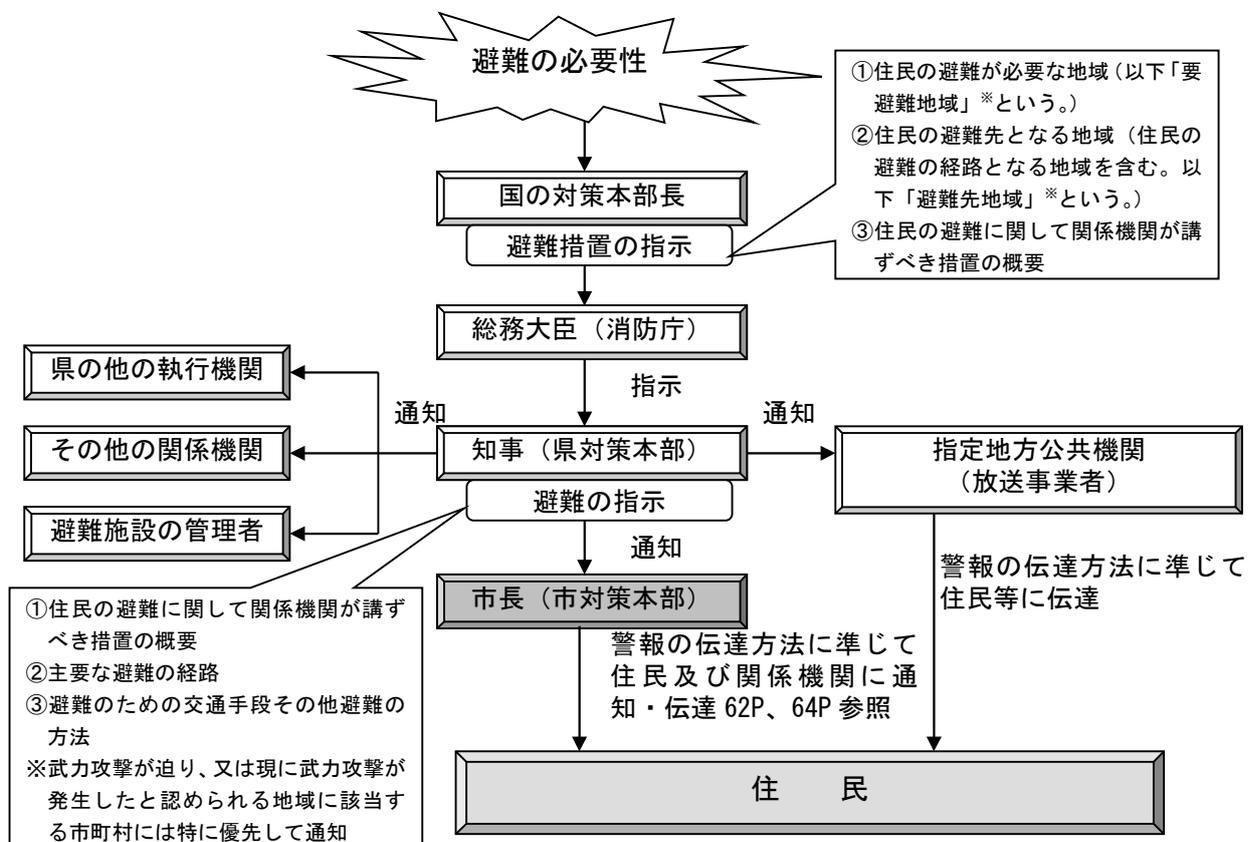
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達 (国民保護法第54条関係)

【企画総務部／福祉市民部／消防部】

- (1) 市長（企画総務部）は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長（企画総務部）は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

#### 【避難の指示の通知・伝達の流れ】



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領\*を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

※ 国による避難措置の指示【国民保護法第52条】

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示（以下「避難の指示」という。）することとされている。

※ 県による避難措置の指示の通知【国民保護法第54条】

避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する知事は、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、避難の指示をすることとされている。この指示をするときは、国による避難措置の指示で示された事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すこととされている。

**2 避難実施要領の策定**（国民保護法第61条関係）

**【企画総務部】**

(1) 避難実施要領の策定

市長（企画総務部）は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領<sup>※</sup>のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項（法定事項）

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔にした内容のものもありうる。

## (4) 避難実施要領項目

## ① 要避難地域\*及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自主防災組織\*等との連携を踏まえ、自治振興会、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

例：砺波市A地区1-2、1-3の住民は「A自治振興会（A自主防災会）及び〇〇自治会（町内会）」、砺波市B地区1-1の住民は「各ビル事業所、B自治振興会（B自主防災会）及び〇〇自治会（〇〇町内会）」を避難の単位とする。

## ② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

例：避難先：甲市C1地区2-3にある甲市立C1高校体育館

## ③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例：集合場所：砺波市D1地区2-1の砺波市立D1小学校グラウンドに集合する。  
集合にあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難については自動車等の使用を可とする。

## ④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

例：バスの発車時刻：〇月〇日 15:20、15:40、16:00

## ⑤ 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会及び町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例：集合にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

## ⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路\*等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例：集合後は、JR城端線〇〇駅より、〇月〇日の15:30運行する丙市E駅行きの列車で避難を行う。丙市E駅に到着後は、丙市及び本市職員の誘導に従って、徒歩で丙市立E高校体育館に避難する。

## ⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 要配慮者への対応

要配慮者\*の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

〔例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員児童委員、自治振興会及び自主防災組織\*等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。〕

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域\*に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

〔例：避難の実施時間の後、速やかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。〕

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

〔例：避難誘導要員は、○月○日 18:00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合同所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。〕

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最小限の携行品、服装について記載する。

〔例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾等で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害\*の場合には、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。〕

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

〔例：緊急連絡先：砺波市対策本部 TEL (0763-33-1111) 担当 ○田×夫〕

(5) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合。県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）

- ⑦ 避難経路<sup>\*</sup>や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長<sup>\*</sup>による利用指針を踏まえた対応）
- ⑪ 気象状況に応じた避難誘導（暴風、豪雨、降雪その他気象状況を踏まえた対応）

**(6) 避難実施要領の内容の伝達等**

市長（企画総務部）は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、陸上自衛隊富山駐屯地司令、富山地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに市長は、報道関係者に対して、避難実施要領<sup>\*</sup>の内容を提供する。

【避難実施要領の例】

避 難 実 施 要 領

富山県 砺波市長  
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

砺波市における住民の避難は、次の方法で行う。

- (1) 砺波市のA地区の住民は、甲市のC1地区にある県立C1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】(バス・鉄道・その他)

バスの場合：砺波市A地区の住民は、○小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、(自主防災組織)、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、甲市立C1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：砺波市A地区の住民は、JR砺波駅に集合する。その際○日○時○分を目途にできるだけ自治会、町内会、(自主防災組織)、事業所等の単位で行動する。

集合後は、○日○時○分発甲市C1駅行き列車で避難する。C1駅到着後は、甲市職員及び砺波市職員の誘導に従って、主に徒歩で県立C1高校体育館に避難する。

- (2) 砺波市B地区の住民は、甲市C2地区にある甲市立C2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・・・・・・・以下略・・・・・・・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員等

- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

- (3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾等で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

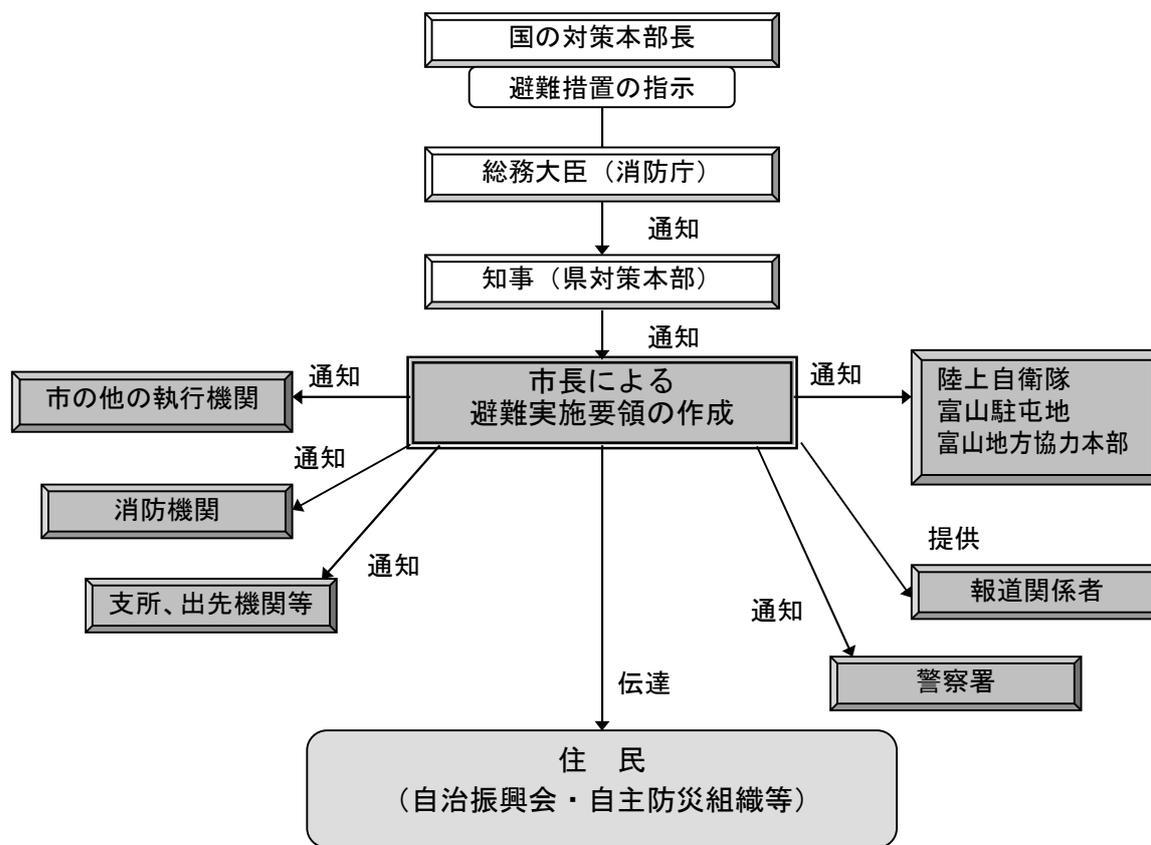
砺波市対策本部 担当 ○○○○

T E L 0763-33-1111 (内線 )

F A X 0763-33-7330

・・・・・・・・・・以下略・・・・・・・・・・

## 【市長から関係機関への避難実施要領の内容の通知・伝達の流れ】



## 3 避難住民の誘導（国民保護法第62条～第72条関係）

【企画総務部／福祉市民部／商工農林部／建設水道部／消防部】

## (1) 市長による避難住民の誘導

- ① 市長（企画総務部）又は砺波地域消防組合の管理者（以下「組合管理者」という。）は、市職員及び消防団長又は消防長を指揮し、避難実施要領\*で定めるところにより、避難住民等\*を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を基礎単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- ② 市長（企画総務部）は、避難実施要領に沿って、市職員を避難経路\*の要所に配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、その機関の車両による周知や案内板を配置して、誘導の円滑化を図るものとする。なお、市職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章\*等を携行させる。
- ③ 市長（企画総務部）は、夜間には、暗闇の中で視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。
- ④ 市長（企画総務部）は、避難住民を誘導するときは、避難住民及び誘導する市職員等の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 積雪期における住民の避難

積雪期において住民を避難させる必要が生じた場合、他の季節に比べ道路交通により大きな障害、混乱が予想されることから、市（企画総務部、建設水道部）は、防災のための対策を踏まえ、各道路管理者と連携し、市道、県道、国道及び高速自動車道等の道路交通の確保対策を講じる。

(3) 気象状況に応じた避難誘導

大雨、暴風等悪天候の際は、その気象状況に応じた適切な避難誘導を行うよう配慮する。

(4) 消防機関の活動

消防本部及び消防署（消防部）は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領\*に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者\*の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。このため、市は、平素から避難実施要領のパターン作成にあたって消防本部と十分な調整を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織\*等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者\*に関する情報の確認や要避難地域\*内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(5) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長（企画総務部、福祉市民部）は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(6) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長（企画総務部）は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

なお、自主防災組織\*等は、実施する避難住民の誘導等に必要な援助について、市街地、散居村又は中山間地域等の地域特性に応じた避難マニュアルを策定するよう努める。

**(7) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供**

市長（企画総務部、福祉市民部）は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長（企画総務部、福祉市民部）は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

**(8) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮**

市長（企画総務部、福祉市民部）は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、要配慮者<sup>\*</sup>支援班を設置し、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うよう努める。

また、避難支援プランを策定した場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員児童委員と市社会福祉協議会等との十分な協議の上、その役割を考えるものとする。

**(9) 残留者等への対応**

市（福祉市民部、消防部）は、避難の指示に従わずに要避難地域<sup>\*</sup>にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行うよう努める。

**(10) 避難所等における安全確保等**

市（福祉市民部）は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

**(11) 動物の保護等に関する配慮**

市（福祉市民部、商工農林部）は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務部動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域<sup>\*</sup>等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

**(12) 通行禁止措置の周知**

道路管理者たる市（建設水道部）は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

**(13) 県に対する要請等**

市長（企画総務部、福祉市民部）は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

**(14) 避難住民の運送の求め等**

市長（企画総務部）は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関\*又は指定地方公共機関\*に対して、避難住民の運送を求める。

なお、市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長\*に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

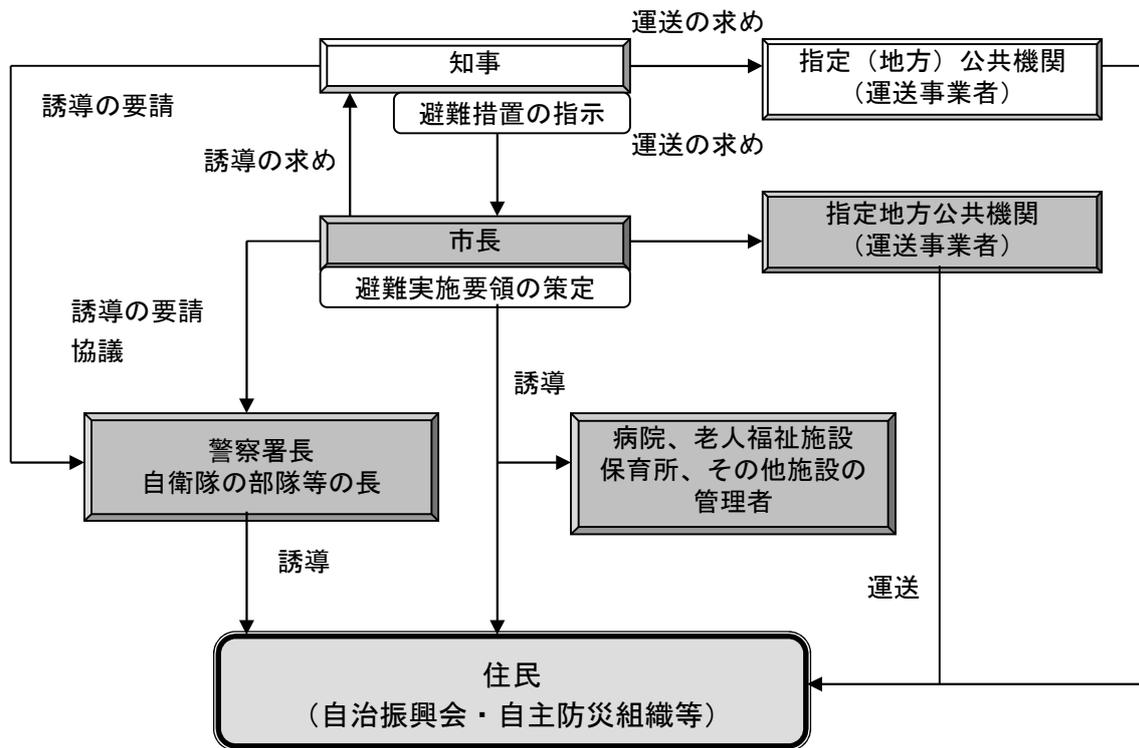
**(15) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設における避難**

大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。

**(16) 避難住民の復帰のための措置**

市長（企画総務部、福祉市民部）は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

【避難誘導の流れ】



**4 避難の方法等**

(1) 避難方法

避難の態様は、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>の状況や安全に避難を完了するまでの制限時間、被害の状況等に応じ、自宅等の屋内などへの一時避難、避難施設<sup>\*</sup>等への避難、さらには県外への避難が考えられる。県国民保護計画<sup>\*</sup>では、知事は、避難の指示を行う際には、避難の態様に応じた、最も適した避難方法を指示すると定めている。

**【具体的な避難の方法】**

避難の態様		避難場所	避難方法等	備考
屋内避難	自宅	・自宅	—	事態の推移により、他の安全な地域に避難する場合もありうる
	最寄りの施設(外出している場合)	・コンクリート造り等の堅ろうな建物	・原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難	〃
避難施設等への避難	近傍の施設への避難が可能な場合	・近傍の避難施設 <sup>*</sup>	・原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難 ・要配慮者 <sup>*</sup> は、バス、タクシー、公用車等により避難	運送事業者である指定公共機関 <sup>*</sup> 等に車両の借り上げを要請
	市外への避難が必要な場合	・市外の避難施設	・一旦、近傍の避難施設等に徒歩、必要に応じ自転車等で集合し、そこからバス、鉄道により避難 ・要配慮者は、バス、タクシー、公用車等により避難	〃
県外避難		・県外の避難施設	〃	〃

① 自宅等の屋内などへの一時避難

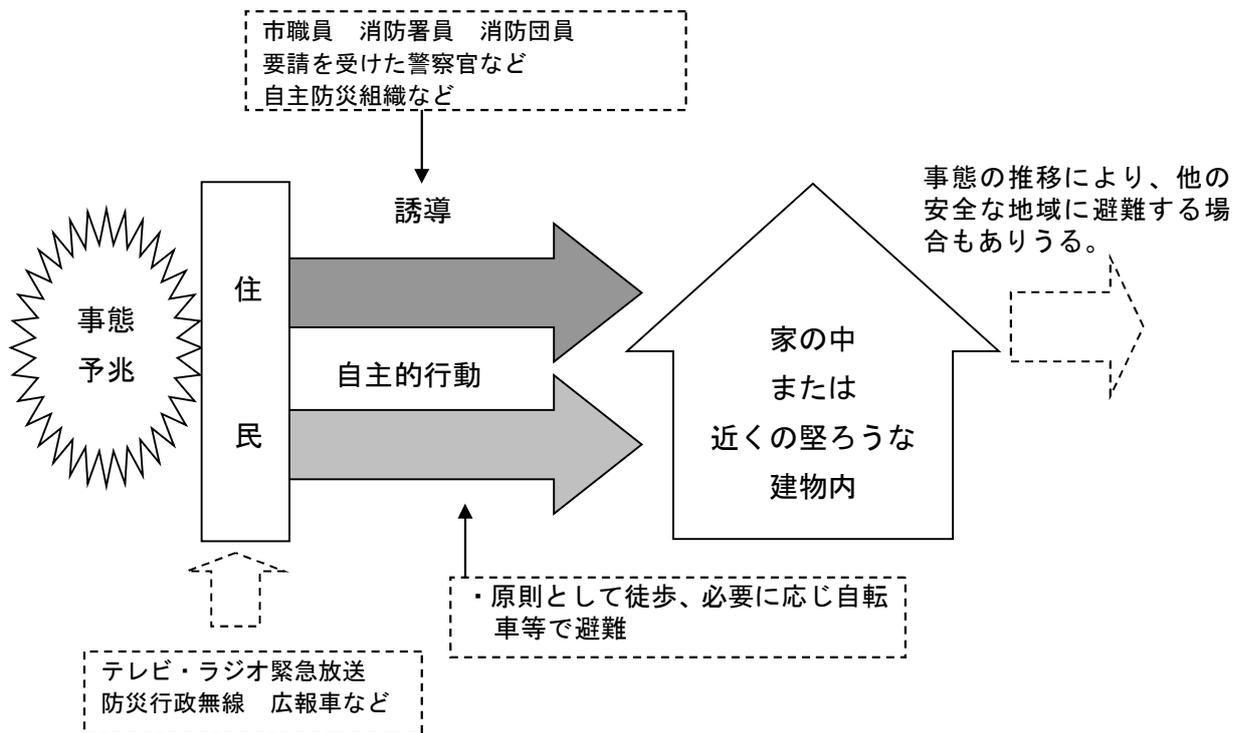
弾道ミサイル攻撃<sup>\*</sup>など、突発的な事態（受害前という意味ではその「予兆」）が発生した場合には、住民は屋内に避難（または退避）することが基本となる。また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合は、要避難地域からの避難を迅速に実施するが、移動の安全

が確保されない場合については、身体への直接の影響を避けるために、屋内に一時的に避難させることもありうる。

ア 事態の例

- ・弾道ミサイル攻撃（着弾前）
- ・急襲的な航空攻撃
- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃（武力攻撃が行われており、移動に際して住民の安全が確保されないおそれがある地域）など

イ 屋内への緊急避難（退避）のイメージ



ウ 措置の流れ

以下の（ア）～（ウ）の流れを前提とする。ただし、ゲリラ・特殊部隊による急襲的な攻撃など、事態によっては、避難措置\*の指示を待たずに退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

（ア）国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他、記者会見等による国民への情報提供）

（イ）知事：避難の指示

（ウ）市長：避難実施要領\*の策定、避難の指示の伝達、避難住民の誘導

エ 屋内への避難（退避）の指示の内容（例）

▲▲地区の住民は、屋外での行動に危険が生じるため、コンクリート造り等の堅ろうな建物または自宅に一時的に避難（退避）すること

オ 特徴等

- ・国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか、市は広

報車や防災行政無線\*などを利用し、避難の指示（または退避の指示）を伝達する。

- ・被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を改めて指示する。

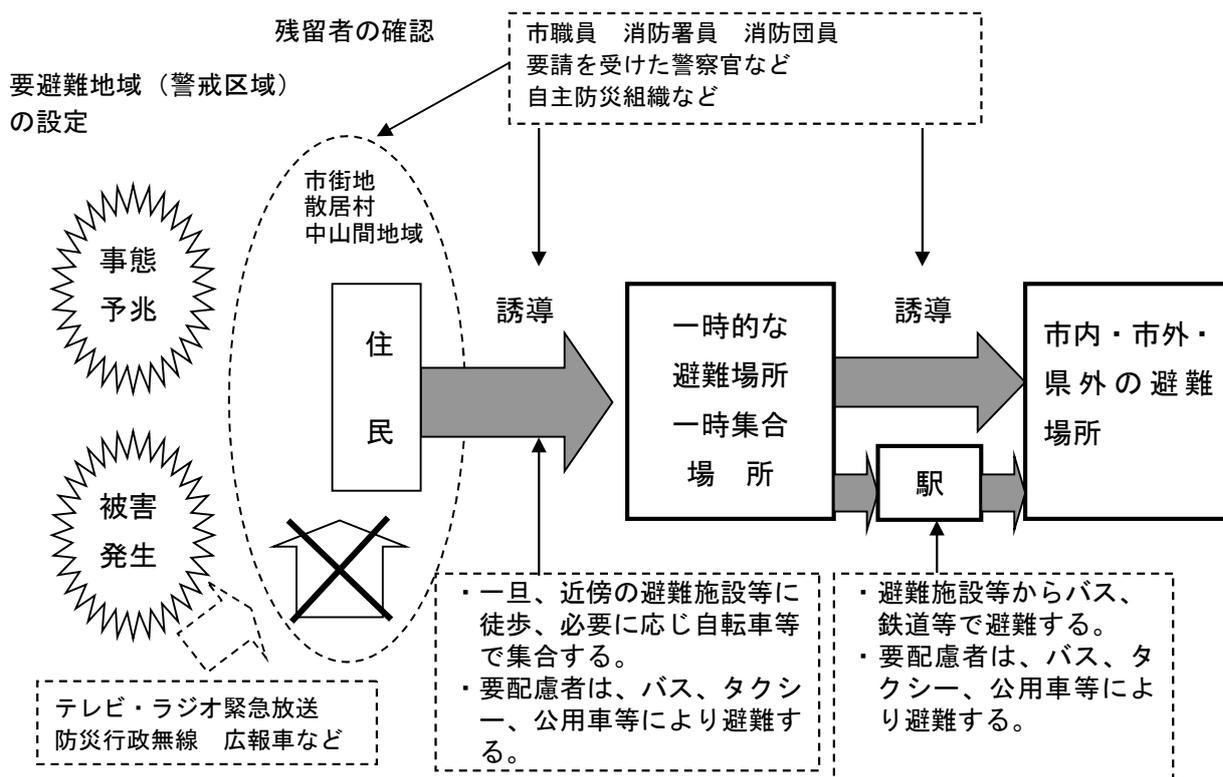
② 避難施設等への避難、県外への避難

市が要避難地域に指定された場合、一時集合場所や一時的な避難場所に集合し、避難先地域の避難所（場合によっては市外や県外）に避難する。要配慮者のための特別避難場所等の確保が必要。弾道ミサイルの着弾後など、受害後の避難もこのケースに該当する。

ア 事態の例

- ・着上陸侵攻
- ・石油コンビナートやダム等に対する破壊攻撃（武装工作員による占拠）
- ・弾道ミサイル攻撃（着弾後）など

イ 避難のイメージ



- 市は、運送事業者である指定公共機関等に車両の借り上げを要請
- 散居村や中山間地域等、民家が点在する地域では、状況に応じて、市職員、消防職団員、要請を受けた警察官等及び自発的協力による自主防災組織等が各家に声をかけ、残留者の確認を行うよう努める。

ウ 措置の流れ

以下の（ア）～（ウ）の流れを前提とする。

（ア）国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他、記者会見等による国民への情報提供）

（イ）知事：避難の指示

（ウ）市長：避難実施要領の策定、避難の指示の伝達、住民の避難誘導

エ 避難の指示の内容（例）

（この場合、詳細は避難実施要領に定める。）

オ 特徴等

- ・着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。
- ・弾道ミサイルの着弾後など、被害後の避難においては、死者及び負傷者の発生、施設の被害などを前提とする必要がある。
- ・NBC攻撃の場合、風下方向を避けて避難を行うことや避難誘導する者に防護服を着用させるなどに留意する。

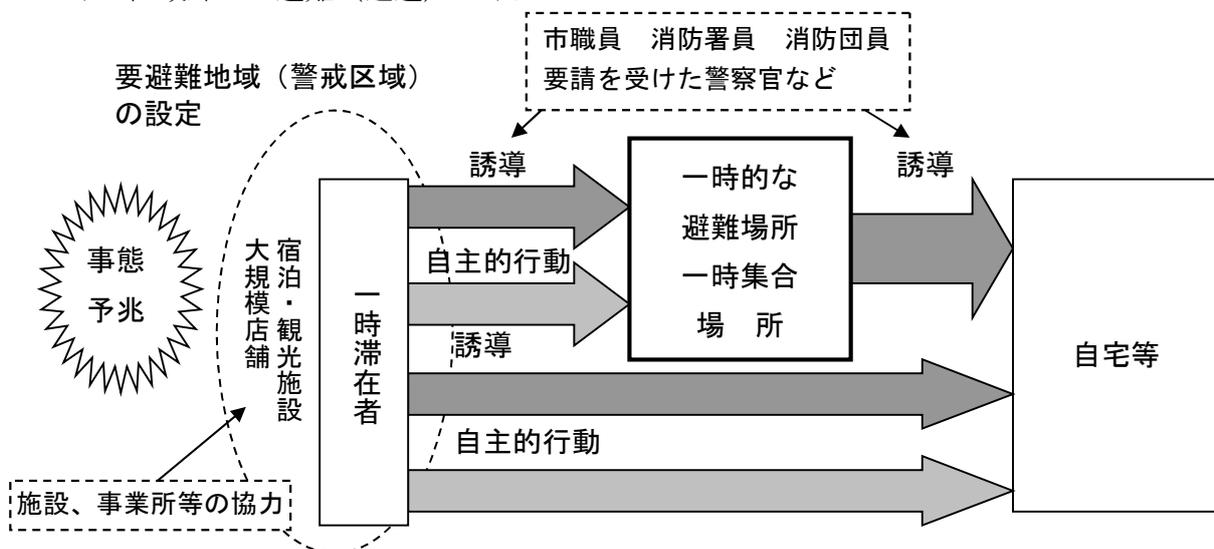
③ 区域外に不特定多数の住民を避難（退避）させる必要がある事態

突発的な事態の発生を受け、市長が退避の指示、警戒区域の設定を行う。大規模店舗、宿泊施設及び観光施設などにおいては、一時滞在者が多く、不特定多数の者を警戒区域外に退去させ、帰宅を促す。場合によっては、一時的な集合場所を設置する。

ア 事態の例

- ・都市部における爆破テロ
- ・都市部における化学剤を用いた攻撃など

イ 区域外への避難（退避）のイメージ



ウ 措置の流れ

以下の（ア）から（エ）の流れを前提とする。避難措置の指示を待たずに、市長が退避の指示、警戒区域の設定を行うこともあり得る。

（ア）市長：退避の指示、警戒区域の設定

（イ）国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他、記者会見等による国民への情報提供）

（ウ）知事：避難の指示

（エ）市長：避難実施要領の策定、避難の指示の伝達、避難住民の誘導

エ 区域外への避難（退避）の指示の内容（例）

「X X X（例えば大規模店舗）の中にいる者は、X X Xでの行動に危険が生じるため、構内の放送や施設職員の指示に従い、施設外に避難（退避）すること」
---

オ 特徴等

- ・国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか、市は広報車、防災行政無線などを利用し、避難の指示（または退避の指示）を伝達する。
- ・大規模集客施設や駅、企業等の避難（または退避）に関しては、施設管理者や事業者の協力が重要となる。
- ・NBC攻撃\*の場合、風下方向を避けて避難を行うことや、避難誘導する者に防護服を着用させるなどに留意する。

(2) 自家用車の使用

住民の避難にあたっての自家用車の使用については、交通渋滞を引き起こす可能性があるため適当ではないが、知事は、下記の場合には、地理的条件や地域の公共交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で自家用車による避難を指示することができると県国民保護計画で定められていることを踏まえ、市（企画総務部）は、市内の散居村又は中山間地域の集落形態に配慮した避難実施要領パターン及び避難マニュアル等の作成に努める。

- ① 要配慮者を緊急に避難させる必要がある場合
- ② 中山間地域など公共交通機関が限られている地域の住民が避難する場合
- ③ 緊急に避難させる必要があり、かつ相当の距離を移動する必要がある場合
- ④ その他、知事がやむを得ないと認める場合

## 5 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

事態の類型等により、住民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難にあたって配慮すべき事項について定める。

### 弾道ミサイルによる攻撃の場合

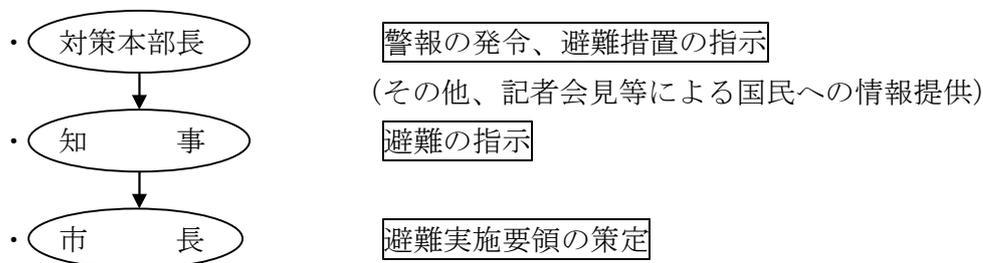
(1) 弾道ミサイル攻撃※においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に住民を避難させることとなる。)

(2) 下記の措置の流れを前提として、避難実施要領※の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃※の場合の措置の流れ)

① 対策本部長※は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村において着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃※が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対

応をとるものとする。

### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- (1) ゲリラ\*・特殊部隊\*による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- (2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域\*の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃\*がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- (3) 以上から、避難実施要領\*の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

① 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「指定緊急避難場所までの移動」から「指定緊急避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般に考えられる。

② 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特に、この場合では、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ\*・特殊部隊\*による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、

被害の範囲も一般には狭い範囲に限定されるが、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせる意図が考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等\*の取扱所などが、攻撃対象となる可能性が高く、そのような注意が必要である。

### 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻\*やその前提となる反復した航空攻撃\*等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

### NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合においては、攻撃の特性に応じた対応が必要となることから、国対策本部長や知事による避難措置の指示等の内容を踏まえ、避難実施要領の策定及び避難住民の誘導を行う。

この場合において、避難誘導をする者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずるとともに、風下方向を避けて避難を行うなどに留意する。

### 武力攻撃原子力災害の場合

国、県の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難実施要領の策定及び避難住民の誘導を行うこととなるが、事態の状況を見て、屋内避難（コンクリート屋内が望ましい。）又は他の地域への避難の指示を行うものとする。

## 第5章 救援

---

### 1 救援の実施 (国民保護法第76条関係)

【各部】

#### (1) 救援の実施

市長（各部）は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合において、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

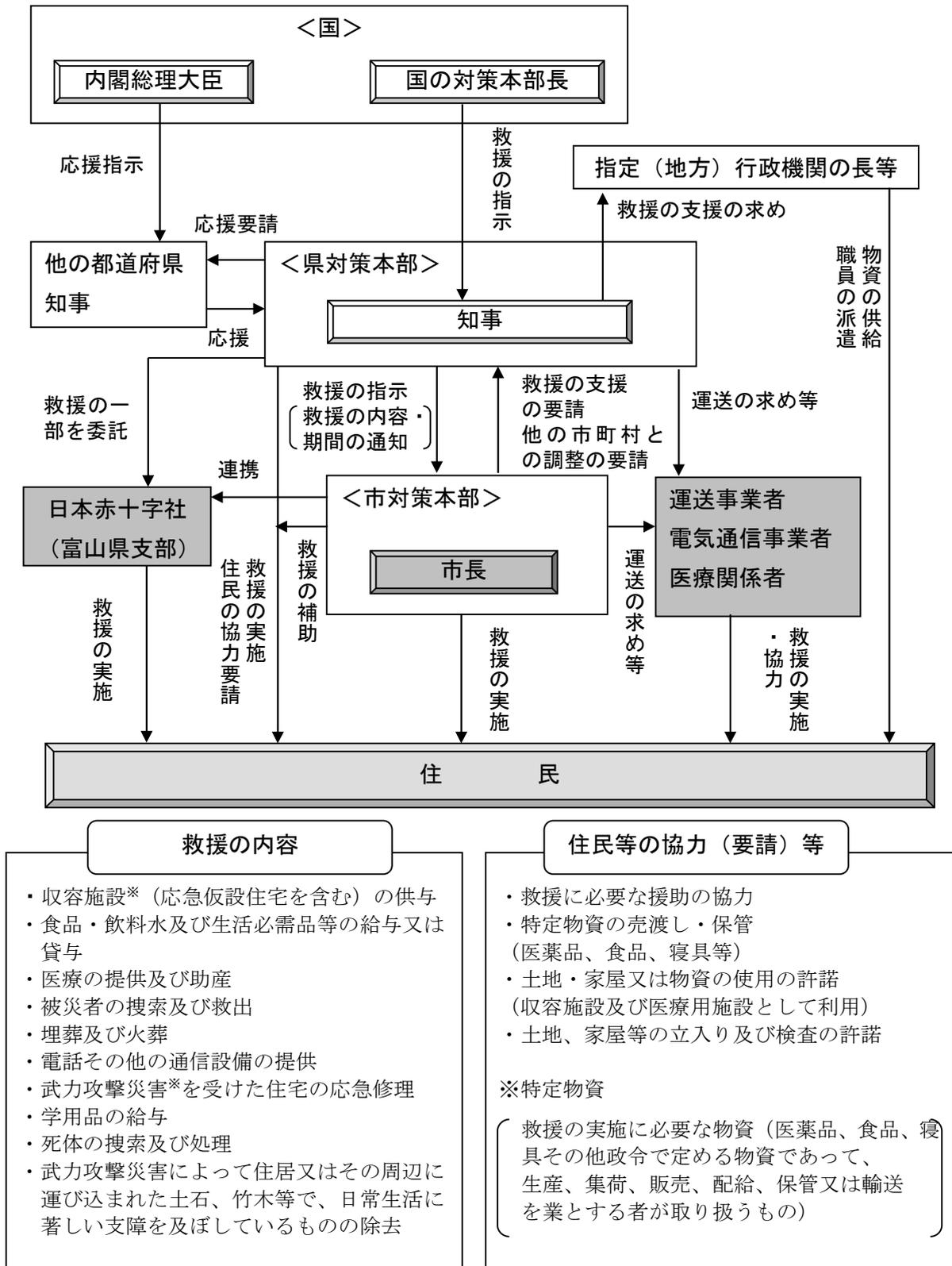
- ① 収容施設\*（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害\*を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長（各部）は、上記により実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

資料編（6. 救援に関する資料、7. 医療に関する資料）

【救援の仕組み】



## 2 関係機関との連携

【各部】

### (1) 県への要請等

市長（各部）は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町村との連携

市長（企画総務部）は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長（福祉市民部）は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

市長（企画総務部）は、運送事業者である指定公共機関\*又は指定地方公共機関\*に対し、緊急物資\*の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 3 救援の内容（国民保護法第75条関係）

【各部】

### (1) 救援の基準等

市長（各部）は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### (2) 救援における県との連携

市長（各部）は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃\*による特殊な医療活動の実施に留意する。

### (3) 救援の実施における留意事項

市長（各部）は、救援の実施に際しては、以下の点に留意する。

#### ① 避難所の供与

避難住民等<sup>\*</sup>を収容する施設として、次のとおり避難所を開設する。なお、要配慮者<sup>\*</sup>の救援の実施に際し、富山県災害時要援護者支援ガイドライン<sup>\*</sup>に基づき作成する災害対策マニュアル及び個別支援計画により、適切に支援を実施できるよう十分配慮する。

##### ア 収容予定者数等の把握

避難住民等の人数、世帯数及び高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の数等の把握に努める。

##### イ 避難所の開設

アで把握した情報に基づき、あらかじめ指定した避難施設<sup>\*</sup>その他の適切な場所に避難所を開設し、避難住民等を収容する。

また、要配慮者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

##### ウ 避難所の管理運営

仮設トイレを早期に設置するなど、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮する。

#### ② 応急仮設住宅の供与

武力攻撃災害<sup>\*</sup>により住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では居住する住宅を確保できない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり応急仮設住宅を供与する。

##### ア 計画的供給

応急仮設住宅の供与を希望する者の申請に基づき、要件に該当する者であることを確認したうえで、これらの者に対し、応急仮設住宅を計画的に供給する。

##### イ 構造、規模、費用等の決定等

供与する応急仮設住宅について、「救援の程度及び基準」に従い、必要に応じて県と協議のうえ、適切な構造、規模、費用等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。

##### ウ 応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅を設置した場合において、適切な維持管理を行う。

#### ③ 飲料水及び食品の給与

避難所に収容された者、武力攻撃災害<sup>\*</sup>により住家に被害を受けた者及び避難の指示に基づき、又は武力攻撃災害により避難する必要のある者に対して、次のとおり飲料水及び食品の現物を給与する。

ア 飲料水の給与

(ア) 市の地域防災計画に準じ、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。

(イ) 広域圏水道事業所からの応急給水について連絡調整を行うとともに、消融雪用井戸の予備水源等の活用を図る。また、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。

イ 食品の給与

(ア) 避難住民の数等を把握し、食品の必要量の見積もりを行う。

(イ) (ア) で把握した見積りに基づき、防災における調達方法を参考に、備蓄物資や義援物資を活用し、また、物資の所有者から売渡しを受けるなど、関係機関と連携して必要な物資を調達する。

(ウ) (ア) で把握した情報に基づき、調達した物資の適切な配分に努める。

(エ) 運送事業者である指定公共機関\*及び指定地方公共機関\*に物資の運送を要請し、輸送車両に対して、緊急通行車両の確認証明書等を常備させるなどして、必要な運送を行う。

(オ) 必要な人員、資材を手配し、炊き出しその他の方法により、避難住民等\*が直ちに食することができる食品の現物を給与する。

④ 生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活に必要な生活必需品を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者に対し、次のとおり生活必需品を給与又は貸与する。

ア 避難住民の数等を把握し、生活必需品の必要量の見積もりを行う。

イ アで把握した見積りに基づき、防災における調達方法を参考に、備蓄物資や義援物資を活用し、また、物資の所有者から売渡しを受けるなど、関係機関と連携して必要な物資を調達する。

ウ アで把握した情報に基づき、調達した物資の適切な配分に努める。

エ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に物資の運送を要請し、輸送車両に対して、緊急通行車両の緊急通行車両の確認証明書等を常備させるなどして、必要な運送を行う。

オ 必要な人員、資材を手配し、被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

⑤ 医療の提供及び助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害\*により医療及び助産を受けられなくなった者に対し、応急的な処置として、医療の提供を行う。

ア 医療機関による医療救護活動

(ア) 市（医療部）は、救護班を編成し、砺波総合病院において医療救護活動を行うほか、医療機関等に協力を要請して医療救護活動を行う。

(イ) 砺波総合病院をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努める。

(ウ) 被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を、救急医療情報システムによりリアルタイムに収集・交換することにより、効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

(エ) 必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域<sup>\*</sup>以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

イ 医療救護所の設置

(ア) 多数の傷病者が発生している場合や避難住民等<sup>\*</sup>に十分な医療が提供できない場合等に、医療救護所を設置する。

(イ) 県立中央病院において編成された医療救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を、市の医療救護所に案内する。

(ウ) 必要に応じ、市の地域防災計画<sup>\*</sup>に準じ、市医師会に医療救護班の派遣を要請する。

ウ 保健師等による健康管理

県が作成した「災害時厚生センター活動マニュアル」や「災害時の保健活動マニュアル」に基づき、保健師等により、避難住民等<sup>\*</sup>のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。

エ 医薬品等の供給

市の地域防災計画に準じ、緊急用医薬品等を速やかに供給する。不足する場合は、医薬品、薬業関係団体の協力を得て調達し、供給する。

⑥ 被災者の捜索及び救出

被災情報や安否情報に基づき、関係機関と連携し情報の収集に努めるとともに、武力攻撃災害<sup>\*</sup>により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、県警察、消防機関、自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関と連携し、捜索及び救出活動を行う。

⑦ 埋葬及び火葬

死体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、死体の搬送の手配等を実施する。また、県警察との連携により、身元の確認、遺族等への死体の引渡し等に努める。

⑧ 電話その他の通信設備の提供

収容施設<sup>\*</sup>で保有する電話その他の通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関<sup>\*</sup>の協力を得て、避難住民等<sup>\*</sup>に対する電話、ファクシミリ、インターネット端末等の通信手段の確保を図る。

⑨ 住宅の応急修理

武力攻撃災害<sup>\*</sup>により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をできない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居住に必要最小限度の部分について計画的に応急修理を行う。

⑩ 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、教科書、文房具及び通学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書、文房具及び通学用品を給与する。

なお、給与対象となる児童・生徒の数及び品目の把握については、県及び県教育委員会が市教育委員会等と協力して各学校を通じて行うものとし、給与についても同様とする。

⑪ 死体の捜索及び処理

武力攻撃事態等\*において死亡者が発生したときは、市、県、県警察、消防、自衛隊等の関係機関と連携しながら、死体の捜索、処理を実施する。

ア 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃\*により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害\*により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索する。

イ 死体の処理

(ア) 死体収容・安置施設を開設する。また、捜索により収容された死体をその死体収容・安置施設へ搬送する。

(イ) 県警察並びに地元自治振興会等自治組織等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(ウ) 身元が確認できない死体について県警察から引渡しを受ける。

また、県警察による検案終了後に必要に応じて死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

⑫ 住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、県と連携した特殊な医療活動の実施に留意する。

(5) 自主防災組織、企業及び各種団体の活動及び市との連携

市（企画総務部）は、武力攻撃災害\*等の場合においても、地域防災計画上の災害対応に準じ、次のような自主防災組織\*等の活動に対して連携強化を図るものとする。

① 避難住民等\*に対する支援や救援を迅速に行うため、自主防災組織、自衛消防隊、企業及び各種団体は、自らの居住地域（コミュニティ）において、可能な限り消防隊、警察

官、自衛隊等の救出救護活動に協力し、地域における人的被害の軽減に努めるものとする。

- ② 企業及び各種団体の持つ、人的、物的資源を有効に活用することが必要なことから、地域防災計画\*に基づく災害時の支援協定を遵守するとともに、緊急時における協力要請に極力応えるよう努めるものとする。

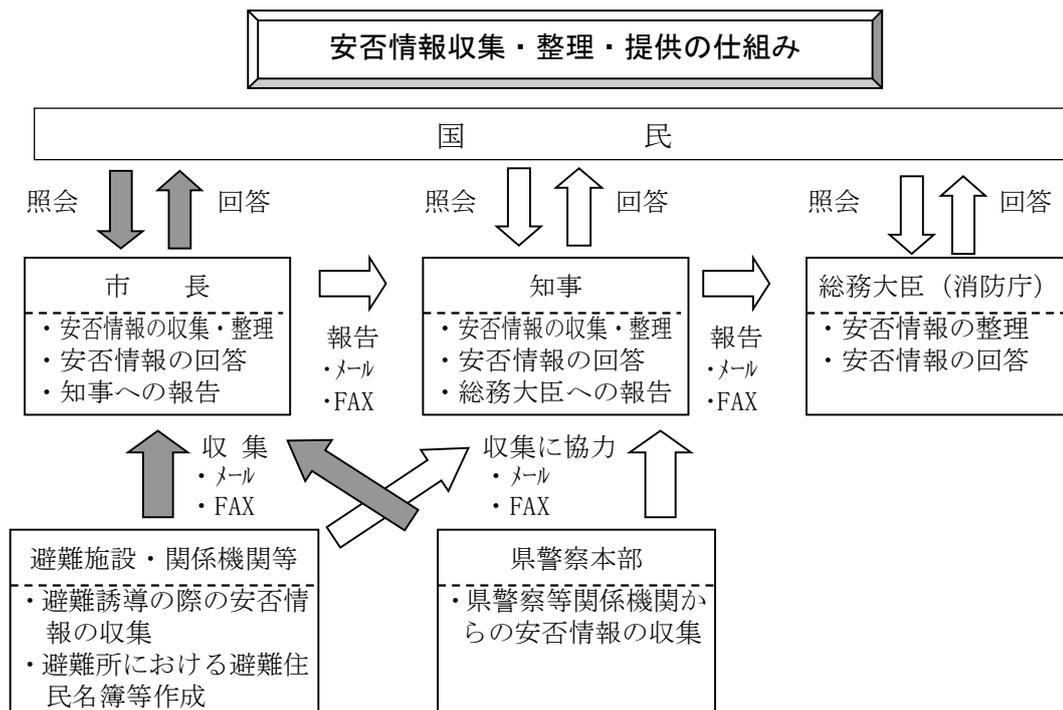
**(6) 救援に従事する者の安全確保**

市（企画総務部）は、救援にあたる者に対し、それぞれの業務を適確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供するなどにより、その安全の確保に十分配慮する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の仕組みを図示すると、下記のとおりである。



収 集 項 目	
1	<p><b>避難住民（負傷した住民も同様）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 氏名</li> <li>② フリガナ</li> <li>③ 出生の年月日</li> <li>④ 男女の別</li> <li>⑤ 住所（郵便番号を含む）</li> <li>⑥ 国籍</li> <li>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</li> <li>⑧ 負傷（疾病）の該当</li> <li>⑨ 負傷又は疾病の状況</li> <li>⑩ 現在の居所</li> <li>⑪ 連絡先その他必要情報</li> <li>⑫ 親戚・同居者への回答（①～⑪）の希望</li> <li>⑬ 知人への回答（①⑦⑧）の希望</li> <li>⑭ 親戚・同居者・知人以外への回答又は公表（①～⑪）の同意</li> </ul>
2	<p><b>死亡した住民</b></p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</li> <li>⑯ 死体が安置されている場所</li> <li>⑰ 連絡その他必要情報</li> <li>⑱ 親戚・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑦、⑮～⑱）への同意</li> </ul>

**1 安否情報の収集**（国民保護法第94条関係）

【企画総務部／福祉市民部／商工農林部／医療部／文教部】

**(1) 安否情報の収集**

市（関係部）は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

【様式第1号】→資料編（13-1-1「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」）

【様式第2号】→資料編（13-1-2「安否情報収集様式（死亡住民）」）

**(2) 安否情報収集の協力要請**

市（関係部）は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものとし、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

**(3) 安否情報の整理**

市（関係部）は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

**2 県に対する報告**（国民保護法第94条関係）

【企画総務部】

市（企画総務部）は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話その他の方法により報告を行う。

【様式第3号】→資料編（13-2「安否情報報告書様式」）

**3 安否情報の照会に対する回答**（国民保護法第95条関係）

【企画総務部／福祉市民部】

**(1) 安否情報の照会の受付**

① 市（企画総務部）は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスに

ついて、市対策本部の設置後直ちに住民に周知する。

- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】→資料編（13-3-1「安否情報照会書様式」）

## (2) 安否情報の回答

- ① 市（企画総務部、福祉市民部）は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害※により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市（企画総務部、福祉市民部）は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市（企画総務部、福祉市民部）は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】→資料編（13-3-2「安否情報回答書様式」）

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力（国民保護法第96条関係）

### 【企画総務部】

市（企画総務部）は、日本赤十字社富山県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合において、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（国民保護法第97条関係）

【各部】

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長（各部）は、国や県の対策本部長から武力攻撃災害\*への対処について、所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長（企画総務部）は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃\*により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃\*による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市（企画総務部）は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報（国民保護法第98条関係）

【企画総務部】

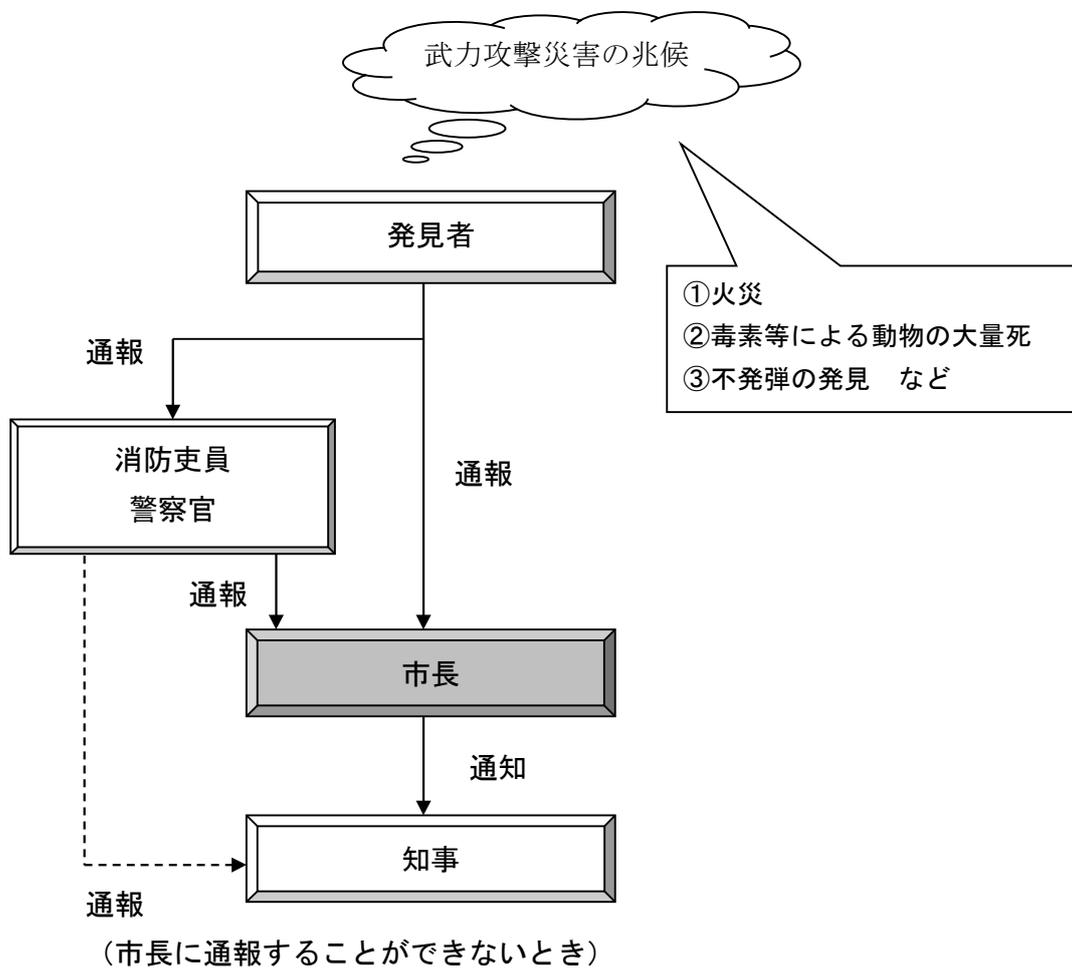
##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃\*に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長（企画総務部）に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長（企画総務部）は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害\*が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

【武力攻撃災害の兆候の通報】



## 第2 市民生活に関わる重要施設の安全確保

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対応に関して、以下のとおり定める。

### 1 生活関連等施設の安全確保（国民保護法第102条関係）

【企画総務部／福祉市民部／商工農林部／建設水道部／医療部／消防部】

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市（企画総務部、福祉市民部、商工農林部、建設水道部、医療部）は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設<sup>\*</sup>の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

#### (2) 消防機関による支援

消防機関（消防部）は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長（関係部）は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（国民保護法第103条関係）

【企画総務部／福祉市民部】

#### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長（企画総務部、福祉市民部）は、危険物質等<sup>\*</sup>に係る武力攻撃災害<sup>\*</sup>の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等<sup>\*</sup>について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの。（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長（福祉市民部）は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

資料編（8-1「危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることができる措置一覧」）

### 第3 NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、また、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、砺波市地域防災計画（原子力災害編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 NBC攻撃による災害への対処（国民保護法第107条、第108条関係）

##### 【関係部】

市（関係部）は、NBC攻撃\*による災害及びじた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置\*を以下のとおり講ずる。

##### (1) 応急措置の実施

市長（企画総務部）は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。また、市長は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

##### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市長（企画総務部）は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

##### (3) 関係機関との連携

市長（関係部）は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長（企画総務部）は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市（関係部）は、NBC攻撃\*のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等に要請するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃\*により汚染された場合には、必要に応じ、給水の制限等の措置を講ずる。

① 核攻撃等（ダーティボム\*を含む。）の場合

市（関係部）は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに県に報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市（関係部）は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、県厚生センターによる消毒等の措置を支援する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市（関係部）は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染\*等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染の拡大を防止するための措置

市長（関係部）及び組合管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【市長及び消防長が講ずる措置】（国民保護法第108条）

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止

4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長（関係部）及び組合管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

#### 【名あて人に対し通知すべき事項】（国民保護法施行令第31条）

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

市長（関係部）及び組合管理者は、NBC攻撃\*を受けた場合、武力攻撃災害\*の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

資料編（3-4「NBC対応資機材保有状況」）

## 2 武力攻撃原子力災害への対処（国民保護法第105条関係）

### 【関係部】

市は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

#### (1) 砺波市地域防災計画（原子力災害編）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として砺波市地域防災計画（原子力災害編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

**(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示**

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通報を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所管する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会若しくは知事より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会及び知事に通報するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

**(3) モニタリングの実施**

市は、モニタリングの実施について、状況に応じ、砺波市地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

**(4) 住民の避難誘導**

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえて、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。  
この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、避難を指示し、その旨を知事に通知する。
- ③ 市は、住民の避難について、状況に応じ、砺波市地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

**(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携**

- ① 市は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、医療関係情報、住民の避難及び

退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急措置を講ずる。

**(6) 国の措置命令の要請等**

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

**(7) 安定ヨウ素剤の服用**

武力攻撃原子力災害の発生により放射性ヨウ素の放出もしくはその可能性がある場合、市は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、砺波市地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

**(8) スクリーニング及び除染の実施**

市は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、砺波市地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

**(9) 飲食物の摂取制限等**

市は、飲食物の摂取制限等の措置については、砺波市地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

**(10) 要員の安全確保**

市は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において、積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全対策に配慮する。

## 第4 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示 (国民保護法第112条関係)

【企画総務部】

#### (1) 退避の指示

市長（企画総務部）は、武力攻撃災害\*が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### (2) 屋内退避の指示

市長（企画総務部）は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

#### (3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市（企画総務部）は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線\*、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長（企画総務部）は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (4) 安全の確保等

- ① 市長（企画総務部）は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市職員及び消防団員又は消防職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長（企画総務部）又は組合管理者は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長（企画総務部）は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章\*等を交付し、着用させるものとする。

## 2 警戒区域の設定（国民保護法第114条関係）

【企画総務部／庄川支所部】

### (1) 警戒区域の設定

市長（企画総務部）は、武力攻撃災害\*が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長（企画総務部）は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所等における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃\*等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長（企画総務部）は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に市職員を配置し、県警察、海上保安部、自衛隊、消防

機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長（企画総務部）は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長（企画総務部、庄川支所部）は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 事前措置及び応急公用負担等（国民保護法第111条、第113条関係）

【関係部】

### (1) 市長の事前措置

市長（関係部）は、武力攻撃災害\*が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備等の除去、保安、使用の停止等必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長（関係部）又は組合管理者は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用し、又は土石、竹木その他の物件の使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となる物の除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等（国民保護法第117条～第120条関係）

【企画総務部／医療部／消防部】

### (1) 市が行う措置

市長（企画総務部）又は組合管理者は、消防機関（消防部）による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃\*等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全

確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長（企画総務部、消防部）は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長（企画総務部、消防部）は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害\*の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊\*の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長（消防部）は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長（企画総務部、消防部）は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

### (7) 医療機関との連携

市長（企画総務部、医療部）は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ\*の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長（企画総務部）及び組合管理者は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県の対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長（企画総務部）は、必要により現地に市職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長として、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃<sup>\*</sup>の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長（企画総務部）、消防長又は水防管理者は、現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章<sup>\*</sup>等を交付し着用させるものとする。

資料編（3. 防災に関する資料）

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 被災情報の収集及び報告（国民保護法第126条、第127条関係）

【企画総務部／各部】

#### (1) 被災情報の収集

市（企画総務部、各部）は、電話、市防災行政無線\*その他の通信手段により、武力攻撃災害\*が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。なお、情報収集にあたっては、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

#### (2) 被災情報の報告

市（企画総務部）は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、県及び消防庁に対し電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告するとともに、富山県総合防災情報システムに所要の情報を入力し、県、他の市町村、その他関係機関との情報の共有化を図る。

また、第1報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について被災情報の報告様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長（企画総務部）が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】→資料編（13-5「被災情報報告書様式」）

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

【福祉市民部／建設水道部】

市（福祉市民部）は、避難先地域<sup>\*</sup>における避難住民等<sup>\*</sup>についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画<sup>\*</sup>に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

- ① 市（福祉市民部）は、避難先地域において、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、県と連携し、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

また、被災地域が広域となる場合、県と連携し、他市町村からの応援を要請する。

- ② 市は、巡回健康相談等の実施にあたり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態の把握には、特段の配慮を行う。

避難が長期化する場合は、特に被災者の心のケアやエコノミークラス症候群<sup>\*</sup>の予防に留意する。

また、在宅人工呼吸器装着者や人工透析等の治療を受けている患者の受療状況を把握し、必要に応じて、国、県、周辺市町村、消防署、電力会社等の関係機関と連携し、生命保持に努める。

#### (2) 防疫対策

市（福祉市民部）は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市（福祉市民部）は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市（福祉市民部、建設水道部）は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

- ② 市は、地域防災計画<sup>\*</sup>の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合には、県を通じて広域的な水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市（福祉市民部）は、避難先地域<sup>\*</sup>の住民の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

#### (6) 動物関係対策

飼育者や住民からの逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。

また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、周辺市町村に協力を要請する。

## 2 廃棄物の処理（国民保護法第124条関係）

【福祉市民部】

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市（福祉市民部）は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市（福祉市民部）は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市（福祉市民部）は、地域防災計画<sup>\*</sup>の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理が円滑に行える体制をとる。
- ② 市（福祉市民部）は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県を通じて他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

資料編（9-1「ごみ処理施設一覧」）

### 3 文化財の保護

#### (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民族文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合は、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を、県を経由し文化庁長官に連絡する。

#### (2) 市指定文化財等に関する命令又は告知

市教育委員会は、(1)①の場合において、市指定文化財等の所有者等に対しても当該文化財等の被害を防止するために必要な措置を講じるよう要請する。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することを始め、県と連携し、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定 (国民保護法第129条関係)

#### 【商工農林部】

市(商工農林部)は、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### 【企画総務部／文教部】

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等<sup>\*</sup>が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等 (国民保護法第162条関係)

市(企画総務部)は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### 【建設水道部】

#### (1) 水の安定的な供給 (国民保護法第134条関係)

市(建設水道部)は、水道事業者及び工業用水道事業者として消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。また、市は水道用水供給事業者である砺波広域圏事務組合の他の構成市及び同組合と連携して、同様の措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理 (国民保護法第137条関係)

市(商工農林部、建設水道部)は、河川及び道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (1) 特殊標章等（国民保護法第 158 条関係）

##### ア 特殊標章\*

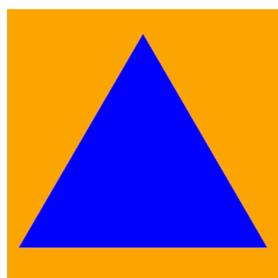
ジュネーヴ諸条約\*の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章\*（オレンジ色地に青の正三角形）

##### イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

##### ウ 識別対象

国民保護措置\*に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

	（この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余白）	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD		
<b>国民保護措置に係る職務等を行う者用</b> for civil defence personnel		
氏名/Name: .....		
出生年月日/Date of birth: .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as:		
交付等の年月日/Date of issue: .....	証明書番号/No. of card: .....	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry: .....		

身長/Height: .....	眼の色/Eyes: .....	髪の色/Hair: .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: .....		
指紋/Fingerprints: .....		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp: .....	所持者の署名/Signature of holder: .....	

（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル）  
（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

## (2) 特殊標章等の交付及び管理（国民保護法第158条関係）

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章※等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章※等を交付及び使用させる。（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）

## ① 市長（企画総務部）

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う市職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## ② 消防長（消防部）

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う消防長の所轄の消防職員
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## ③ 水防管理者（企画総務部、消防部）

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市（企画総務部）は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章※等の使用の意義及びその使用にあたっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方 (国民保護法第139条、第140条関係)

【関係部】

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市(関係部)は、武力攻撃災害\*が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市(企画総務部)は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線\*等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省に県を通じてその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市(企画総務部)は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧 (国民保護法第139条関係)

【建設水道部】

(1) 市(建設水道部)は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設(上下水道施設等)について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市(建設水道部)は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路及び河川管理施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

---

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国における所要の法制の整備等 (国民保護法第141条関係)

#### 【関係部】

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市（関係部）は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して復旧を実施する。

### 2 市が管理する施設及び設備の復旧 (国民保護法第141条関係)

#### 【関係部】

市（関係部）は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、周辺地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 (国民保護法第168条関係)

【関係部】

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市（関係部）は、国民保護措置<sup>\*</sup>の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市（関係部）は、武力攻撃事態等<sup>\*</sup>において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

【関係部】

#### (1) 損失補償（国民保護法第159条関係）

市（関係部）は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償（国民保護法第160条関係）

市（関係部）は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん (国民保護法第161条関係)

【企画総務部】

市（企画総務部）は、国民保護措置の実施に関し、県の対策本部長<sup>\*</sup>が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態（国民保護法第182条関係）

市国民保護計画<sup>※</sup>が対象として想定する緊急処理事態<sup>※</sup>については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態<sup>※</sup>等におけるゲリラ<sup>※</sup>や特殊部隊<sup>※</sup>による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置<sup>※</sup>の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等<sup>※</sup>への対処に準じて行う。

その際、語句を次のように読み替えるものとする。

武力攻撃事態	→	緊急処理事態
国民保護措置	→	緊急対処保護措置
砺波市国民保護対策本部	→	砺波市緊急処理事態対策本部
武力攻撃 <sup>※</sup>	→	緊急処理事態における攻撃
武力攻撃災害 <sup>※</sup>	→	緊急処理事態における災害 <sup>※</sup>

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長<sup>※</sup>により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容の通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。